

衆議院 安全保障委員会議録 第九号

平成十年五月十二日(火曜日)
午前九時五十三分開議

出席委員

委員長 塩田晋君

理事 浅野勝人君

理事 中島洋次郎君

理事 石井紘基君

理事 赤松正雄君

理事 麻生太郎君

理事 白井日出男君

理事 河井克行君

理事 西村善秀君

理事 田中和徳君

理事 林幹雄君

理事 佐藤茂樹君

理事 佐藤英男君

理事 佐藤幸夫君

理事 田中正輝君

理事 佐藤一弥君

理事 佐藤祥三君

理事 佐藤清美君

理事 佐藤久間君

理事 佐藤章生君

理事 国務大臣

國務大臣

第一類第十四号

安全保障委員会議録第九号

平成十年五月十二日

委員の異動
五月十二日 辞任

同日

増田敏男君

山崎拓君

田中和徳君

東祥三君

田中和徳君

山崎拓君

佐藤茂樹君

佐藤英男君

田中和徳君

田中和徳君

山崎拓君

佐藤茂樹君

佐藤英男君

本日の会議に付した案件
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する
法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇
号)

本日の会議に付した案件
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する
法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇
号)

○塩田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国際連合平和維持活動等に対する協
力に関する法律の一部を改正する法律案を議題と
いたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。石破茂君。

○石破委員 報道によりますと、インドがまた核
実験をやったという話であります。非常にゆる
きことであります、実際問題、感情的に非難を
することは大変にやすいことだと思いますけれど
も、核兵器を持たず、軍事大国にもならず、日本
が地域の平和達成のために何をすべきかというこ
とを改めて考えていかねばならないことだと思つ
ております。

○塩田委員長 私ども、この法案につきましては賛成でござい
ますが、今後の議論の糧のために若干整理してお
きたい点が何点かございますので、質問させてい
ておきます。

○石破委員 執行PKO法を審議した当時は、政府としま
っては、国際平和協力法の上で、武器の使用につい
ては、武器の使用についての判断は、個々の隊員の判断
に由来すれば足りるのだという考え方でございま
した。

しかし、その後、このPKO法成立後、この法
に沿つて実際にカンボジア、ザイール等への派遣
を行いました。その経験から、武器の使用につい
て個々の隊員がばらばらに判断するのではなく、
統制を欠くことがある、そのことによってむしろ
個人を防衛するために集団で上官の命令によつて
撃つというのは、どういう概念の構成になるのだ
ろうか。

部隊は個人の集合体であつて、個々人が急迫不
正を感じる、それを上官が束ねる、これは後でお
尋ねしますが、束ねる形で認識をし、防衛行為を行
うというふうにするのだろうか。仮に、目で見
て、とてもいやないけれども見えないよといふこと
うなところでそういうことがあつた場合には、
上官自身がみずからに対する急迫不正の侵害とい
うことを感じなかつたらどうなつっていくのだろう
かということになります。

今回、法改正がなされるわけであります。二
十四条には他人のために対する防衛ということが含
まれておるわけで、他人のために対する防衛ではカ
バーできない、そして上官の指令によるのだ、原
則として上官の命によるのだというふうにつけ加
える積極的な根拠というものは何で、その理論構
成というのはどのようなものか、もう一度お尋ね
したい。

○太田(逕)政府委員 お答え申し上げます。
現行PKO法を審議した当時は、政府としま
っては、国際平和協力法の上で、武器の使用につい
ては、武器の使用についての判断は、個々の隊員の判断
に由来すれば足りるのだという考え方でございま
した。

う考え方で法律を提案したわけであります。その
ようでござりますから、お時間にはどうぞお立ち
をいただきたいと存じます。

まず第一点、今回の法改正の理論構成について
であります。

つまり、自己保存ということがあくまで強調さ
れておられる。保存をするのはあくまで自己であ
る、こういうような構成がされておるはずであり
ます。自己保存でいう自己とはあくまで個人の単
位であるということですね。そうなつてきますと、
個人を防衛するために集団で上官の命令によつて
撃つというのは、どういう概念の構成になるのだ
ろうか。

部隊は個人の集合体であつて、個々人が急迫不
正を感じる、それを上官が束ねる、これは後でお
尋ねしますが、束ねる形で認識をし、防衛行為を行
うというふうにするのだろうか。仮に、目で見
て、とてもいやないけれども見えないよといふこと
うなところでそういうことがあつた場合には、
上官自身がみずからに対する急迫不正の侵害とい
うことを感じなかつたらどうなつていくのだろう
かということになります。

今回、法改正がなされるわけであります。二
十四条には他人のために対する防衛ということが含
まれておるわけで、他人のために対する防衛ではカ
バーできない、そして上官の指令によるのだ、原
則として上官の命によるのだというふうにつけ加
える積極的な根拠というものは何で、その理論構
成というのはどのようなものか、もう一度お尋ね
したい。

○石破委員 お尋ねをしましたのは、他人のため
に対する防衛でカバーできなくて、なお上官の命令
を必要とするというのはどういう場合なのかなど
いうことをお尋ねしたわけですが、御答弁は結構
です。

そちらの方がより安全であるということは事実
でありますので、よって、我々もこの法案には、
当たり前のことであつて賛成をせねばならないと
いうふうに考えておるわけであります。そこ

理屈をどのように使っていくのか、どのように組み立てるのかということを、今後の糧のためにさら明瞭に書いていただきたいというふうに思つたわけです。

要するに、前回のPKO法をつくりましたときに、東ねるという理論がありました。個人個人の判断があつて、それを東ねる形で行うのだ、そしてまた、それは不ガティブな形で抑制的に、こういうような答弁があるわけであります。個々の自衛官により武器使用が必然的かもしれないとの判断があつた場合、上官がそれを不ガティブに考え、情勢を見て、武器使用は少し待つ方がいいといふような場合のみ東ねて行うという趣旨である、組織、部隊としての武器使用はない、こういうようなお話をなっているわけです。

今回変わるのはどこが変わるかというと、ネガティブというところはポジティブに変わる、少しだけではないだろうというふうに思いますが、いかがですか。

○太田(洋)政府委員 今御質問の点につきまして、そのような面があることは否定できません。実際に、この法の審議が国会において行われました際、東ねるという議論がございました。そのときは、御質問のとおり、実際には、現状に合わせて武器をその場では使用しない方がいいのではなくかという判断があつた場合に、それは全体としてそういう方向に持つていくためにその判断を示すということで、その意味で東ねるという言葉を使用したというふうに記憶しております。

ただし、あくまでもそれは上官のいわば判断でございまして、今回考えております法案は、そういう意味で、実際にこの場は武器を使用しない方がいいという判断に基づきまして命令することになるわけございます。

一方、そういう不ガティブな場合だけではなくて、実際にこの場合は武器を使用した方がよいということで、現場に上官がある場合には、例えて言えば、その上官が撃てというような命令を下す

ということで、いわば積極的に武器を使用するという意味で使う場合もございます。

いずれにしましても、今回の法律では、上官が現場にある場合にはその命令に従わなければならぬということがございまして、現行法で言う運用上の処置として判断を示すということと異なります。そこでは上官の命令があるということが大変違った点であるというふうに考えております。

○石破委員 この東ねるという理論は今回も踏襲されるのですが、されないのですか。

つまり、東ねるというのは、それぞれの判断がありまして、それぞれは別個独立なのでありますよ、それぞればらばらなんだけれどもそれを東ねるというような理論が東ねる理論です。

さて、今回の場合には、その上官の指揮が法律的な意味を持つことはよく理解できますが、東ねるという考え方、つまり、それぞれの個々の判断は別々なんだという理論はそのまま踏襲されているのですか。

そうすると、この構成の仕方は、治安出動、すなわち八十九条二項によって用いられている理論がございまして、それが別個独立なのであります。

○太田(洋)政府委員 お答え申し上げます。今回は東ねるということはもちろん改正案の中に出できませんでしたけれども、実際には、今回の法改正が認められれば、そういう場合に上官の命令に正が認められれば、そのような場合には上官の命令によつて複数でそれに対応するということになりますので、現象的に見れば東ねると同じような様相になると思います。なると思いますが、ここでは、あくまでもそれが命令によって行われるというこどでございまして、その点は法律上は違うということを先ほどお答えしました。

基本的には、その武器の使用の場合におきまして、個人の生命や身体の防護というためには個人の判断というのがあり得るわけでござりますけれども、あと後半の、そもそもその治安出動の目的、そのため武器を使用するということがあります。

○石破委員 法律上はそうでしょう。法律的にそ

うなのですが、だから、それは東ねたのではなくて一本の判断なのですか、それともばらばらなのですか。ばらばらということで、ただそれを使わざるを得ないのですか。

○太田(洋)政府委員 お答え申し上げます。ここで、武器の使用について上官が種々の情報

武器の使用をやるということになりました場合には、そこでは個々の判断というものではなくて、上官がそれを統制して武器を使用するということです。

官がそれを統制して武器を使用するということをございますので、守るのは個人の生命身体の防護ではないということをございまして、それに基づきまして、そこで上官の命令による統制のとれた行動というふうに考えます。

○石破委員 わかつたような、わからないような話ですが、こういうような理論は何も本邦初演ではないですね。治安出動においても武器防護においても、そういうような考え方がなされているわけですよ。

そうすると、この構成の仕方は、治安出動、すなわち八十九条二項によって用いられている理論がございまして、それが別個独立なのであります。

○太田(洋)政府委員 お話しのとおり、治安出動を行いました場合に、武器の使用が法的には一通り考え方られておりま

す。そこでは、隊員個人の生命身体を防護するため武器を使用する場合と、そうではなくて、そ

もそも治安出動を行つた目的、例えば治安出動である者を警護するというような事態になつた場合に、そのため武器を使用するということがある

わけでござります。

基本的には、その武器の使用の場合におきまし

て、個人の生命や身体の防護というためには個人の判断というのがあり得るわけでござりますけれども、これは具体的な個々の事例に即して、

部隊指揮官が命ずることになります。そのため武器を使用するということは、これは

法律上そういう仕組みをつくつております。

○石破委員 今後、また議論をしていかねばならない点があるかなと思います。まだ詰めねばならない点が多くあるような気がいたしておりますが、次の話を参ります。

これから先の話でありますけれども、PKO法

二十四条というのは、いわゆる武器使用において、*b*タイプは認めて、しかし*b*タイプは認めて

いないという形になっていますね。これはなぜで

すか。

○茂田政府委員 お答えいたします。

PKO法を準備する段階におきまして、日本の政府統一見解で、憲法第九条第一項の武力行使といふのは、我が国の人的、物的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいうものとされております。

○茂田政府委員 これは平成二年九月二十七日の政府統一見解で、憲法第九条第一項の武力行使といふのは、我が国の人的、物的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいうものとされております。

これに該当し、どういう具体的な事例がこれに該当しないかといふ点についてのお尋ねでございますけれども、これは具体的な個々の事例に即して、

ただいま申し上げた武力行使の定義に照らしてケース・バイ・ケースで判断していくものだと考

えております。

○石破委員 当時、こういう見解もあるわけですね。他国同様に参加した部隊が*b*タイプの武

器使用を行つた場合には、五原則は崩れたものと

して任務を中断し撤収する、こういうようなことになつてゐるわけでしょう。違いますか。

○茂田政府委員 お答えいたします。

日本がPKOに参加した後、中断、撤収する場合ですけれども、これは停戦の合意が崩れた場合、それから受け入れ同意がなくなつた場合、それから中立性の要件が崩れた場合、そういう場合には

合であります。それだけでも、これは停戦の合意が崩れた場合、それから受け入れ同意がなくなつた場合、それから中立性の要件が崩れた場合、そういう場合には

合であります。

○石破委員 ちようど前の参議院選挙から六年たつわけですね。前回の参議院選挙というのは、このPKO法というものが是非かということで随分と議論になつたし、私どもも有権者に随分訴えたことでございました。危ないところには行かないんだ、危なくなつたら帰つてくるんだ、だから大丈夫なんだというようなお話をいたしました、いろいろなことを有権者に向かつて訴えてきたが、自後六年たつてみて、随分とPKOというのは風化してしまつたような気がするのです。議論をもう一度きらんとし直すことが必要なのはないか、私はそのように思うのです。

冒頭申し上げたように、我が国は核兵器を持ってゐるわけでもないし、憲法に禁じられている武力行使ができるわけでもないし、その中で日本は何ができるのかということが問われていると思うのですね。

選挙の監視にしても、日本で言う選挙というのは、のどかな日曜日に時間があれば国民の義務として投票所に行って投票する、そういうような非常にどのかな光景を想像するわけですが、カンボジアにおける選挙というのは、本当にあれは実際は戦争だったわけですよ。ボル・ボトは、クメール・ルージュは負けることがわかつっていたから、何が何でもこの選挙はぶつ壊さなければいけないことがあるとも、公正で民主的な選挙といふものであります。

PKOとしては、とともにかくにも、いかなる妨害があろうとも、公正で民主的な選挙といふのをやらなければこのカンボジアに平和は訪れないんだということできちつとやつたわけですよ。本

当にPKOを達成するというのは、日本の選挙のイメージじやなくて、本当に命の危険も伴うような大変なことであつて、それを多少の危険があるうとも遂行するんだというものがPKOである。

もう一度原点に戻れば、ピースキーピングではあるけれども、それは本当のピースじやない。紛争は終わつたけれども、戦闘はまだあるんだよ。確かに停戦の合意はできたでしょう、しかしながらまだ何があるかわからぬ状況なんですよ。それを、あるときは割つて入つて引き離し、これ

はできませんが、そしてまた停戦を監視し、使うよう非常に危険なことだけでもやつてい用したら、もう五原則は崩れた、中断し撤収をする。しかば、そこにおいて行われる公正で民主的な選挙というものを実現するんだという利益と、日本が武力行使を行わない——日本は行つた

じゃないか、何じゃないか、そういうふうにだれから批判されるのか知りませんが、とにかくに

も日本が武力行使をしたと言われないことを重要視するんだ。片一方で、大事だと言われておる公正で民主的な選挙の実現というものは、ほかの人

がやつてちよだいというようによつてこれから先もなつていつていいのだろうか。これから先の議論によるところでござりますけれども。

私が一つ思つておりますのは、武力の行使に当たりたい場合というのはどういうカテゴリーなん

前に、きのうから大きなニュースが飛び込んでまざりました。インドが地下核実験を行つたという

ことあります。これは包括的核実験禁止条約と

おいて行わたるものであります、これについて、官房長官お見えですから、我が国の対応をまず伺いたいと思います。

ラジャスタン州というところで核実験が行われるだろうかということなんです。

確かに、自衛隊法上は八十八条しか武力の行使

は戦争だったわけですよね。ボル・ボトは、クメー

ル・ルージュは負けることがわかつていたから、

何が何でもこの選挙はぶつ壊さなければいけない

ということ、大変な武力闘争を挑んできたわけ

です。

PKOとしては、とともにかくにも、いかなる妨害があろうとも、公正で民主的な選挙といふのをやらなければこのカンボジアに平和は訪れないんだということできちつとやつたわけですよ。本

○茂田政府委員 お答えいたしました。
先生の御指摘は、bタイプの武器使用であつても、憲法で言う武力行使に該当しないものが理論的にあり得るのではないかという御質問だと思

ますけれども、それはあり得ると思います。

○石破委員 結構です。

以上で終わりますが、とにかく刑法の理論を援用するというお話をずっとしてこられました。確かにそぞうだらうと思います。そのままびたつて当

てはまるわけでもあります。

ただ、警察官職務執行法にしても、そしてまた

刑法の理論にても、国家的、社会的法益に対する正当防衛という概念もあるわけです。今回、これは使えないというお話をなつかもしれませんが、その辺の整合性をあわせて、もう一度日本は何ができるかという議論をこれから先も国民に向けて地道にやつていただき、かようにお願いをいたしまして、質問を終ります。

以上です。

○塙田委員長 石井紘基君。

○石井(総)委員 PKO法案についてお聞きます

前に、きのうから大きなニュースが飛び込んでまざりました。インドが地下核実験を行つたという

ことあります。これは包括的核実験禁止条約と

おいて行わたるものであります、これについて、官房長官お見えですから、我が国の対応をまず伺

いたいと思います。

まず、今回の改正案におけるところの一つの大

きな問題点というのは、PKOで集団で行動して

いる場合の武器使用についての態様が変わつた、

けれども、きつととした整理をもう一回やつてみ

る必要があるという思いでもつて質問をさせて

いただきたいと思います。

○石井(総)委員 ありがとうございます。

今回のPKO法案の中の武器使用の問題につ

て何点か確認をさせていただきたい。

いろいろな議論がこの間行はれてまいりました

けれども、きつととした整理をもう一回やつてみ

る必要があるという思いでもつて質問をさせて

いただきたいと思います。

核開発を停止することを強く求め、あわせて地域の関係国に対する自制を求める官房長官のコメントを発出をいたしました。今朝九時半、小渕外務大臣がシンガポール大使を招致し、同様の趣旨を強く申し入れる予定であります。

なお、既に、昨日発表直後、ニューデリーにおいて、平林インド大使よりインド政府ハイレベルにそぞうだらうと思ひます。そのままびたつて当てはまるわけでもあります。

ただ、警察官職務執行法にしても、そしてまた

刑法の理論にても、国家的、社会的法益に対する正當防衛という概念もあるわけです。今回、こ

れは使えないというお話をなつかもしれませんが、

結果等も踏まえ、早急に検討することいたしました。

○石井(総)委員 ありがとうございます。

今回のPKO法案中の武器使用の問題につ

て何点か確認をさせていただきたい。

いろいろな議論がこの間行はれてまいりました

けれども、きつととした整理をもう一回やつてみ

る必要があるという思いでもつて質問をさせて

いただきたいと思います。

まず、今回の改正案におけるところの一つの大

きな問題点というのは、PKOで集団で行動して

いる場合の武器使用についての態様が変わつた、

けれども、きつととした整理をもう一回やつてみ

る必要があるという思いでもつて質問をさせて

いただきたいと思います。

まず、これまで政府は、武器使用というう

ものの本質について、これはいわば自己保存のため

の自然権的権利というべきものという見解を示

してきたわけあります。これは当然、個人の権利

についての概念であつたわけあります。

しかし、今度、集団を前提としながらこの見解

というものをそのまま踏襲していくというわけであ

りますが、そういうことができるのか。できる

のだとすれば、このいわば自己保存というものは、

集団あるいは組織に対しても拡大されていくので

はないかという懸念があるわけあります、こ

のではないか、いかがですか。

○村岡國務大臣 昨日、日本の夕刻でござります

が、インドが地下核実験を行つた旨発表されました。これは、世界的核実験禁止の流れに完全に逆

行する極めて遺憾なことと思つております。

かかる見地から、我が国は、本日の午前一時前、

今回の核実験を極めて遺憾とし、インドが早急に

いします。

織には適用されない概念なんだということが言えるのでしょうか、どうなんでしょうか。

○久間国務大臣

先ほどの石破委員の御質問の中でも、そのような集団的な自己保存のための自然権というのが確立されているのかというような趣旨の内容を含んでいたと思います。

御承知のとおり、個々人の自己保存のための自然権的権利というのは、これは実定法上も確立されております。また、国としての自然権といいますか個別的な自衛権といいますか、この概念も、実定法上ははつきり明文化されているものはないかもしれません、国連憲章等には規定されるわけでございます。ところが、集団的なグループに対する自己保存権といいますか自己保存的な自然権というのは、実定法上、見ましてもそういうような概念はまだ確立されていないよう気がいたします。

したがいまして、この二十四条をつくりましたときにも、そうじゃなくて、これは個々人の自己保存のための自然権を確保するという趣旨から法律がつくられたわけでございまして、今回もその目的は変えず、ただ、それをいわゆる統率することによってより効果的な成果を上げる、そういう観点から改正を行おうとしているわけでござります。だから、目的自体は從来と変わっていない、そういうふうにとらえていただいて結構だと思ひます。

この武器の使用につきましては、御承知のとおり、集団として、組織として、任務遂行のために武器を使用することがございます。これは明らかに集団的ないわゆる武器の使用になるわけでござりますが、それは必ずしも武力行使にならないということはかねてから申し上げているところでございます。

そういうことを考えますと、今回、武器の使用を上官の命によってさせるにしましても、これは職務の遂行のための武器の使用ではなくて、あくまで個人個人の隊員の自己保存的な自然権を守るために武器の使用をより効果的に、適正なら

しめるためにこういう整理をした、そういうふうに理解していただければいいのではないかと思います。

○石井(総)委員 職務の遂行や任務の遂行のための武器使用ではない、自己保存という概念は、これは集団としての自己保存というものはないのだ

という御答弁だったと思います。

それでは、集団としての自己保存というものはないとしても、命令による武器使用というものは、たたかみでござりますから、それが集団としての自己保存といふものとして理解していい

とうなるのか。命令によつて武器使用の統制を

とつていくことになれば、改めてこれはまた集団的武器使用ということにならざるを得ないのではないかという気がするわけですが、この点についてははどうなのが一つ。

それからまた、集団的武器使用ということになると、それは、今度は組織としての武器使用、任務遂行のためあるいは職務遂行のための部隊としての武器使用というものにつながっていくことになるのではないかという点の懸念に対し

て、見解を伺いたいわけであります。それがいわゆるbタイプの武器使用ということに限りなく近づいていくのではないかという懸念があるわけですから、そうではないならないといふことなどにあります。

○久間国務大臣 今回の武器の使用は、いわゆる職務遂行のための武器使用ではないかという懸念があるわけ

めがどこにあるのかといふことも含めてお伺いし

たいと思います。

○久間国務大臣 今回の武器の使用は、個人個人

の自然権としての武器の使用であるということ

は、先ほど述べたとおりでござります。

しかしながら、組織としての武器の使用にならぬいかかということについては、これはやは

り部隊として、そこにある上官が、まずおまえが

ここで威嚇射撃をしろというような命令をして、

それでとどめる場合もあるでしょうし、その次

段階として、こちらからこれは危ないから撃てと

いうようなことで命令を下す場合もあるわけです。

しかししながら、その目的というのは、この二十

四条をつくりました当時から設けられておりますように、あくまでもそういう自己保存的な自然権を守るために使うという意味で、部隊の任務遂行のためのbタイプの武器の使用ではないということははつきりしているわけでございますから、それは、ぜひそういうふうなものとして理解していただきたいと思います。

限りなく組織体としてのいわゆるbタイプの武器の使用になつてくるのではないかということにならうかと思ひますけれども、そこは今度の二十四条でも、上官が命を下すに当たつてのいろいろな要件を規定しておりますのは、そういうふうにならぬよう、いわゆる武力の行使と

ないようになりますけれども、そこは今は

やはり現行法から改正法案の中にもずっと引き継がれる概念として、武器使用の主体について、これは自衛官であると二十四条に述べられているわけではないですが、この場合は組織としての武器使用ということにならざるを得ない。それは現行法から改正法案の中にもずっと引き継がれる概念として、武器使用の主体について、これは自衛官であると二十四条に述べられているわけではありませんが、この場合、先ほどの答弁からして、この自衛官という概念はどういうものか。部隊としての意味における自衛官ではなくて、個々人という意味での自衛官といふに理解してよいのかどうなのか、伺いたいと思います。

○村岡国務大臣 今般の改正案は、法第二十四条に規定する武器の使用の一層の適正を確保するため、個々の隊員の判断による使用から、原則として現場にある上官の命令による使用へと改めるものであります。

命令による武器使用、命令によつて統制をとることになれば、集団的な武器使用になる。そこで、集団的な武器使用というのは、組織としてあるいは部隊としての武器使用につながるのかつながらないのかという点はいかがですか。

○村岡国務大臣 久間防衛庁長官の御答弁と同じでございますが、改正後の法第二十四条の武器の使用が、自己または自己とともに現場に所在する我が国要員の生命身体を防衛するためのものであることは法文上明記されており、これがいわゆるbタイプ、すなわち、平和維持隊の任務遂行を実力で妨害する企てに対して抵抗するための武器の使用を組織あるいは部隊として行うこととは異なるものであることは明白であると考えております。

そして、今般の改正案において武器の使用を現

場にある上官の命令にからしめることにより、かかる武器の使用が統制がされたものとなり、その限りにおいて、集団的に行われるものとなる場合があるとしても、その本質は、あくまでいわば自己保存のための自然権的権利といべきものであります。

○石井(総)委員 そうすると、命令によつて行うものであるとしても、その本質は、あくまで自己保存という隊員個人を念頭に置いたものであるとあると考えております。

○石井(総)委員 そうすると、命令によつて行う

ものであるとしても、その本質は、あくまで自己

保存といふものとして理解してい

うことですね。

○石井(総)委員 そうすると、命令によつて行う

ものであるとしても、その本質は、あくまで自己

保存といふものとして理解してい

うことですね。

○石井(総)委員 そうすると、命令によつて行う

ものであるとしても、その本質は、あくまで自己

保存といふものとして理解してい

うことですね。

○石井(総)委員 そうすると、自衛官といふのは、

一つの部隊の中で、部隊のそれぞれパートバートの武器を配備されて存在する、そして隊としての

行動をとる、それとは違うのだ、つまり個人としての自衛官という意味を定めたものである、こ

ういう御答弁だったと思いますが、防衛庁長官、それでおろしゅうございました。

○久間国務大臣 そのように理解しております。

○石井(総)委員 ありがとうございます。

そういたしますと、自己保存あるいは上官の命

令による武器使用あるいは自衛官といふものの概念が大体今明確にされてきたと思いますが、こうした議論の上に立つて、一方では平成三年九月の政府統一見解というものがあるわけあります。

そこで、組織としての武器使用ではないということ、さらには、命令によって行われる武器使用といえども、部隊として、組織としての武器使用ではない、あるいは任務の遂行のためのものともなり得ない、あることが今明らかにされた。

そういう中で、もう一つは、この統一見解と憲法九条との整合性というものはどういうふうにと

れるのか。この統一見解が出されたときには、上官の命令による武器使用といふようなことはなかつたわけでありますし、集團といふようなことは余り想定されない、あるいは部隊行動としての武器使用といふことについての懸念はないのだと

いう政府の答弁ですと、今回もそのような答弁が聞かれたわけですが、その統一見解と憲法九条との整合性といふ問題について改めて見解を伺つておきたいと思います。

○村岡国務大臣 国際平和協力法における武器の

使用と武力の行使の関係について、政府は、これ

までも自分又は自己と共に現場に所在する我が国要員の生命又は身体を防衛することは、いわば自己

保存のための自然権的権利といべきものであ

るから、そのため必要な最小限の「武器の使

用」は、憲法第九条第一項で禁止された「武力の行使」には当たらない。

いたしており、また、命令に基づく武器の使用に関し、例えば生命身体を防護するためにやむを得ない必要があるとき、集団的に行つたから憲法上問題があるということにはならない旨の答弁をいたしております。

今般の改正案は、自分または自己とともに現場に所在する我が国要員の生命または身体の防衛といふ、いわば自己保存のための必要最小限の武器の使用という点については、何ら変更を加えず、これを維持することとした上で、その一層の適正

を確保するために、原則として現場にある上官の命令によることとするものであり、これまでの憲法解釈及び平成三年九月二十七日の政府統一見解の考え方を何ら変更するものではないと考えております。

○石井(総)委員 それで大分はつきりいたしましたが、自己保存とか自然権的権利ということを言いますと、一つ懸念が残るのは、先ほどの答弁にあつたからいいのですけれども、それがどこまで拡大するか、その歯どめがどうしても必要だということになるわけですね。

自然権的権利とか自己保存といえば、相手が対応してきた、それに対してさらに応酬していく、こういうことが拡大していく可能性があるわけですから、その歯どめというのを、要するに部隊としての行動には至らないのだ、そしてこのbタブにはいかないのだというところで歯どめをかけているというふうに聞き取れるわけであります。これが、そういう点を念のためにもう一度確認させていただきたいと思います。

○久間国務大臣 委員がおっしゃられますよう

に、自己保存的な権利であるからといって、どこ

までもやるというわけにはいきませんので、必要最小限の範囲においてやるということははつきりしているわけでございます。

それと同時に、命令によつて行うということにしますと、非常にその辺が、あいまいとは言いま

せんけれども、拡大されてはいけないということ

で、今度は二十四条第五項で、上官の判断する基準等についても法文にわざわざ入れておりますの

は、そういうような歯どめといいますか、そういうことについて要件をよりはつきりさせようとい

うこととしているわけでござりますから、この二つの、ダブルの意味での規制によつて今的目的は十分達せられるのではないか、そういうふうに思つておられます。

国会においても、従来もそうでござりますけれども、この安保委員会なんかにおいても、そういうことについては、一々法文上あるいはまたいろいろな決議等でなされなくても、委員の皆さん方

必要最小限といふことの規定は厳然と存在しているということです。

しかし、上官の命令によつて武器使用が行われるということになりますと、それに対しては何らかのチェックといいますか、現場でトラブルがいろいろな形で複雑に錯綜しながら拡大していった、そういう現場の現実の状況に直面しますと、上官の判断、命令というのも非常に複雑な状況を迎えることになると思うのですね。

そうした可能性を含む武器の使用でありますから、これは国会への報告ということがありますけれども、特別にこの武器使用ということに関するチェックというものははどういうふうに考へているのか。もう一度改めて、何か特別に武器の使用ということについては、やはり注意深く、厳重に、シビリアンコントロールといいますか、あるいは国会の機能といいますか、そうしたものを持たせなければならぬなどという思いがおありかどうかも含めて御見解を賜りたいと思います。

○久間国務大臣 幸い、これまでPKOで行つておりましたときに、武器を使用するようななことがございませんでした。これは本当によかつたと思いませんけれども、これから先、武器使用等が行われることはないとは言えないわけでございます。そのため、こういう必要な改正をするわけでござります。

○久間国務大臣 それは、今のシビリアンコントロールの建前でござりますから、私どもも十分注意してやつていただきたいと思つております。

○石井(総)委員 ありがとうございます。そろそろ時間も参りますが、最後にちょっと

別件でございますが、先日もこの委員会でインドネシアの情勢について議論をさせていただきました。あれからまた数日たつておりますが、日々大変厳しい混乱の情勢が進展しているわけでござります。

インドネシアの内紛というものが激化してきましたが、マラッカ海峡あたりはやはりPKOの実施の対象になる可能性が出てくるかなという気がするわけでありますけれども、マラッカ海峡を挟んで、あの近辺に米軍が出動してインドネシアの紛争の拡大を抑えるというような事態になつた場合には、我が国として、アメリカからの要請があればガイドラインの実施として何らかの関与がありますが、あらかじめ何か考えておられるこ

とといいますか、そういう点について今御見解が得るかどうか、あらかじめ何か考えておられるこ

とといいますか、そういう点について今御見解があれば伺つておきたいと思います。

○久間国務大臣 かねてから申し上げておりますように、周辺事態というのは、我が国の平和と安

全に重要な影響があるかどうか、それは総合的に見なければなりませんので、今のような混乱がいろいろ起きておりますけれども、それをもつてして周辺事態になるとはなかなか言いがたいと思ひますし、また、これから先どうなるかわからぬ段階で今ここで申し上げるようなことではないのではないか、そういうように思っております。

○石井(紘)委員 アメリカの方はそういう検討もしているのではないかと思いますし、またそのような報道も耳にしているわけですが、我が国としても、そのときになつてというのでは遅い場合もありますので、一言申し上げたわけござります。

以上でもつて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○塩田委員長 横路孝弘君。

○横路委員 私もこの提出法案に関連して、ちょっと確認を幾つかさせていただきたいと思っております。

自衛隊がPKOの活動とか人道支援活動というもので海外で活動するようになつて六年たたわけでございますが、今日の複雑な国際社会の中で紛争もさまざまにあるわけでございますが、そういう紛争の再発防止とか平和の維持とか難民の救助とか、国連活動への日本の協力という形でこれら活動が行われるということは大変大事だと思います。同時にまた、海外での武力行使を禁じている今の憲法のもとで、活動の範囲が広がれば広がるほど、PKOの原則でありますとか憲法の原則を踏まえた運用というものが必要になつてくるだろうと思います。今日までの議論も、そういう観点からの議論が多かったわけでござります。

まず武器使用に関して、今回二十四条で「当該現場に在る上官は、」「当該小型武器又は武器の使用がこれらの規定及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われる」ことを確保する規定でござります。

現在の上官は、「当該小型武器又は武器の使用がこれらの規定及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われる」ことを確保する規定でござります。

現地から必要な命令をするものとする」と規定されております。

上官の命令についても一定の基準がここで示されているといえばそのとおりかと思うのですけれども、従来から正当防衛でありますとか自衛権の発動の要件といふのがありますと大変共通したものです、具体的に侵害行為があつたと申しますが、この規定の解釈として、今回その場合の上官の命令による武器使用というのも、私が今言ったこれらの三つの要件といふものを大いに踏まえておるので、そのように考えていいかどうか。

その場合に必要最小限度の力の行使ということが正当防衛の面でも自衛権の発動の要件としてもあるわけなんですが、この規定の解釈として、今回その場合の上官の命令による武器使用といふのも、私が今言ったこれらの三つの要件といふものを大いに踏まえておるので、そのように考えていいかどうか。

○太田(洋)政府委員 お答え申し上げます。

今回の改正案の要点は、繰り返しになりますけれども、武器使用につきまして、第四項から五項、六項というふうに、武器を使用する目的、要件等々について、その法的な要件をかなり細かく規定しております。これは先ほど大臣からお答えをしておりましたところおりでございます。

それにつきましては、先生のお尋ねの趣旨は個人の正当防衛もしくは緊急避難等に基づいてやるのかということをございますけれども、一般的に個人の生命身体を防衛するために武器を使用するということは、個人の生命身体を守るという自然権的な権利であるといふうに基本的には考えております。その場合に、具体的にどういうふうに武器の使用をやるとかということについての法的な条件づけをここでやつてあるといふことは、個人の生命身体を守るために武器を使用するためやむを得ない必要があると認められる相当の理由がある場合には、その事態に応じております。これは先ほど大臣からお答えをしておりましたところおりでございます。

○茂田政府委員 お答えいたします。

PKO法の二十四条の武器の使用に関する条文ですけれども、ここに「自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくは隊員の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認められる相当の理由がある場合には、その事態に応じて武器を使用する」とあります。これは防衛府長官が内部の規則でもって、こういうふうに使用されるべきである場合に、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度で、「武器を使用することができる」と書いてございます。これが武器使用についての基本的な条文でございまして、その枠内で今回の改正案は個人判断から上官の命令に変更するものでござります。

要件については、この法文に書いてあるとおりが武器使用についての基本的な条文でございまして、その枠内で今回の改正案は個人判断から上官の命令に変更するものでござります。

要件については、この法文に書いてあるとおりが武器使用についての基本的な条文でございまして、その枠内で今回の改正案は個人判断から上官の命令に変更するものでござります。

○横路委員 つまり、そういう侵害行為があつて、緊急を要する、ほかに手段がないということで多分上官は命令を発するのですが、その場合に、必要最小限度の実力の行使であるというのもこれまた当然のことだと思うのです。正当防衛ですと、それを超えるといわば過剰防衛になつてしまふわけなのです。

規定期はありますのが、適正な何か指示をする、適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするということなのですが、この中に私の指摘している点が含まれているというふうに解釈してよろしいですかとこのことでござります。

○太田(洋)政府委員 お答え申し上げます。

法的な仕組みについては、先ほど御説明したとおりでございます。

○横路委員 守るためにも、過剰防衛とかといふことが刑法でも規定があるわけですね。

今私が申し上げた三つの要件といふのが一つの考え方だというふうに言つていいかが悪いのか。つまり、現に侵害行為がある、それから同時に、それを排除するのにほかに適当な手段がない、そしてその手段は必要最小限度の実力の行使である、このように上官命令のいわば基準といいますか要件といふか、極めて常識的な要件だらうと思うのですけれども、これでだめなんでしょうか。

○横路委員 お答え申し上げます。

二十四条に基づきますが、どういう場合にどうすれば、法的な権利が認められることがあります。それは、それ以上にわたります個々具体的な内容については、先ほど先生のお話がございましたけれども、必要最小限度の武器の使用ということが当然のことですけれども、そこに書かれております、それ以上にわたります個々具体的な内容については、ちょっとと説明は差し控えさせていただかたいと思いますが、そういう内部の規則はただかたいと思いますが、そのことながらつくるということでござります。

○横路委員 これからいろいろな地域へ出ていく紛争というのも、非常に態様も異なるわけですね。ですから、まず一般的な原則をしつかりしていくとともに、やはりその事情、状況に応じた計画の作成ということも大変重要だと思うのです。例えばアジア地域とアフリカ地域といった場合に、日本人に対する感情というものはそれぞれの地域で違うわけですから、その辺のところの判断というのはこれから極めて重要になつてくるだろうというふうに思つております。

今、当然のことですけれども、必要最小限度の実力行使であるということを了解をさせていただきたいと思います。

それから次に、ガイドラインと今回の法律との関係について何点か確認をさせてもらいたいと思います。

ガイドラインの「平素から行う協力」ということの中に、

日本いすれかの政府又は両国政府が国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に参加する場合には、日米両国政府は、必要に応じて、相互支援のために密接に協力する。

国連のPKOの枠内で行われるものについては、今議論しているこの国際平和協力法を根拠として行われるのだというように理解してよろしうございますか。

○久間国務大臣 そのとおりでございます。

○横路委員 そうしますと、例えば停戦合意であるとか、受け入れ国の同意でありますとか、あるいは中立性でありますとか、いわゆるPKOの三原則あるいは五原則というのは当然守られるといいうふに理解してよろしくございますか。

○久間国務大臣 そのとおりでございます。

○横路委員 次に、新ガイドラインの周辺事態の中でも国連PKOの枠組みの中で日本が活動することが想定されていると思うのですが、ガイドラ

インの別表に「避難民の救援及び輸送のための活動並びに避難民に対する応急物資の支給」と書いてあるのがそだだと思いませんが、そのように考へてよろしくございますか。

○久間国務大臣 PKO法が適用される事態について、そのとおりでございます。

○横路委員 ですから、別表のこの場合にも、根拠法としては、国際平和協力法であるとかあるいは国際緊急救助隊法というのが根拠法になるといいうふに受けとめてよろしくございますね。

○加藤(良)政府委員 そのとおりでございます。

○横路委員 その場合に、そうした枠組みの中で日本は被災地における衛生、通信及び輸送、それから三番目に避難民の救援及び輸送のための活動並びに避難民に対する応急物資の支給というもので

自衛隊が活動する場合には、もちろんPKOの五原則が守られるということになりますね。これもまた思いますが、

○茂田政府委員 お答えいたします。

PKO法で決まっている範囲でございます。そして、そのPKO法が適用される範囲に関しては、

先生御指摘のとおり、PKO参加五原則というのが適用になるということになりますね。これも周辺事態におきまして、そういう被災地における衛生、通信及び輸送というような必要が出てくる場合というの、停戦の合意があり、受け入れた場合には、PKO法がカバーしていません。

○横路委員 今私が御質問しているのは、ガイドラインの別表のこと、被災地への支援と避難民に対する応急物資の支給ということです。

これについても、この別表で根拠法が必要かどうかということは、これは新たに周辺事態法を作成する過程の中でもいろいろ議論されたと思うのです。ここのことろの基本法は、今のお話と zwar ます。

○横路委員 今私が御質問しているのは、ガイドラインの別表のこと、被災地への支援と避難民に対する応急物資の支給ということです。

この場合は、PKO法が適用される範囲でございます。それ以外の場合には、PKO法が適用される場合もあるのだと思います。それ以外の場合についても、PKO法がカバーしていません。

○横路委員 今私が御質問しているのは、ガイド

ラインの別表のこと、被災地への支援と避難民に対する応急物資の支給ということです。

これがなければ、PKO法が適用される場合もあるのだと思います。それ以外の場合についても、PKO法が適用される場合もあるのだと思います。

○横路委員 今私が御質問しているのは、ガイド

ラインの別表のこと、被災地への支援と避難民に対する応急物資の支給ということです。

○横路委員 今私が御質問しているのは、ガイド

日本の安保条約のもとにおける防衛協力という切り口から規定されておりますのが新指針でござりますし、それから国際連合等の活動に対する国際協力という側面から規定されているのが国際平和協力法であるということをございまして、その法律の目的が基本的な意味においては違つて、この二つが直接的に連関するということではないと思いますので、それぞの文脈に従つてかかる行動がとられるかということになりますと、今の点を考慮して具体的に決定されることになるのだろうと思います。

○横路委員 私は、そうではなくて、むしろ国際協力ということをベースにして、その国際協力を行う協力の仕方の中で日本との協力も一部分的に行われるにしても、基本はやはり国連への協力ということをベースにしてやるべきではないかというように思いますけれども、いかがですか。

○加藤(良)政府委員

どうも失礼いたしました。

平素から行う協力ということについてのお話だつたと思います。

平素から行う協力は、日本に対する武力攻撃がもちろん発生しておらず、それから周辺事態でもない状況において、日米安保体制に基づく日米相互の信頼関係に基づいて、日本が指針に示されたさまざまな分野で協力を行うことと意味しております。このような活動は、日米双方がおのののの判断に従つて、おののの国内法令に基づいて実施するということは当然なわけですけれども、安保条約の第一条の中には、国連に対する協力ということがうたわれているということがござりますわけで、そういう関係から、指針の中にある平素から行う協力の中に、そういう国際連合の平和維持活動、また、人道的な国際救援活動に日本がともに参加する場合というのが想定されているところで、そこが重なつてくるところがあるのだろうと思ひます。

○横路委員 なぜこういう議論をしているかといいますと、去年九月に、ハーバード大学のケネ

ディ・スクールの総長のジョセフ・ナイさんにはいろいろとお話を伺いましたときには、それは彼個人の考え方ですけれども、期待しているのは、特に平素の協力というのは、地域的な限界があります。しかし、やはり地球的な規模での日本協力なのだとかかる行動だけをする、自衛隊の一部でもいいわけですが、別の原則に基づいた、自衛隊法とは違う別

現在の仕組みではできない仕組みになつております。○横路委員 その点がとても大事なことだとうように思つております。

○横路委員 ガイドラインとの関連のところは、そちらの法案が提出されたときにまた議論をいたしたいといふわけです。アフリカへのPKO活動もともかく

そのとき、私は、そういう地域のさまざまな人道的な支援活動というのも、日本としてはできれば国連協力、国際協力の一環としてやりたいので、平素から行う協力の中にこういう項目が入つたことの意味合いを、ちょっとどういう意味なのだろうかということが前から疑問だつたものですからお尋ねをしたわけございますが、長官、いかがでござりますか。

○久間国務大臣 平素からの協力は、いろいろな協力の仕方があろうかと思ひます。しかしながら、事自衛隊に関して言いますならば、これはやはり自衛隊法できちり定めていなければならないわけでございまして、今いわゆるPKO法はちゃんと受け皿としての規定がござります、しかし、自衛隊法ではそれ以外のことはないわけでございませんから、平素からの協力においても、自衛隊が行動する場合にはどうしてもこのPKO法によらざるを得ない。

○久間国務大臣 前回の統一見解がどういう理由で出したかと言われましても、ちょっとと言いくらいのですけれども。

武器の使用というものはいわゆる憲法上の武力行使とは違うんだ。しかも、海外に行くわけだけれども、海外に行つた場合に、自己保存のための自然権的な、守らなければならぬ場合にどうするのかというと、やはり武器の使用をせざるを得ない。それは個々の自衛官の自然権としての武器の使用であるけれども、武力の行使とははつきり区別できるというような意味でのような統一見解が出されたのだと思ひます。

しかしながら、今回、いわゆる上官の命によるということにしたけれども、その辺はどうかといふことを再度確認してみたら、目的のために武器を使つて過切さを欠くことにもなりかねない

からやるんだとなると、かつての統一見解といふべきでございますけれども、変わらないではないかということで、変える必要はないという判断をしたわけでございます。

○横路委員 結局、自衛隊というのはいつも憲法九条との関係で議論されるわけで、それは自衛隊が日本の国土防衛ということをベースにしているから当然なわけですねけれども、これからは自衛隊が一度武器使用のところで、先ほどの石井さんの質問で整理されましたか、かなり苦しい私ども、それについて異論は申し上げませんが、

結局、今回の改正案は、今まで個々の自衛官の判断にゆだねるということが適切なのだとしてきましたが、政府答弁を変えたわけですね。変える根拠といふのは、個人に任すと、心理的な不安などもあって、むしろばらばらになつて統制がとれないことになるかもしれないということで、そういう場面を経験したわけではないけれども、議論した結果としてそういう方向にします、しかし統一見解は変えませんこういうことになるわけなのですが、前回、あのような統一見解を出した背景はどういうところだつたのでしょうか。

○久間国務大臣 前回の統一見解がどういう理由で出したかと言われましても、ちょっとと言いくらいのですけれども。

武器の使用というものはいわゆる憲法上の武力行使とは違うんだ。しかも、海外に行くわけだけれども、海外に行つた場合に、自己保存のための自然権的な、守らなければならぬ場合にどうするのかというと、やはり武器の使用をせざるを得ない。それは個々の自衛官の自然権としての武器の使用であるけれども、武力の行使とははつきり区分けできるというような意味でのような統一見解が述べられたことがありますけれども。

そうすると、自衛隊の隊員は、日本国民というよりは、地球市民というか国連の職員といいますか、そういう立場で対応すれば、また新しい憲法の議論ができるのではないかということだったと思うのですね。一度、官海総理でしたか、そういう感覚を述べられたことがありますけれども。

そうすると、自衛隊の隊員は、日本国民というよりは、地球市民というか国連の職員といいますか、そういう立場で対応すれば、また新しい憲法の議論ができるのではないかということだったと思うのですね。一度、官海総理でしたか、そういう立場で、その辺のところをこれから将来の国際協力に向けてどうしていくのか。

そういう解釈をスムーズにする方法の一つとして、いわゆる別組織論というのが従来から議論されてきたのだろうと思うんですね。九条に基づくいわば国土防衛をベースとした自衛隊と、専ら国際協力だけをする、自衛隊の一部でもいいわけですが、別の原則に基づいた、自衛隊法とは違う別

は、どうしても現行憲法の解釈の中でやろうとしますと、無理がそろそろ来ているというところでないかと思つております。いずれにしても、今回のPKO法案については、先ほど来、石井議員の質問を含めて確認された方向で活動していただきたい、このように思います。

以上です。

○塙田委員長 赤松正雄君。

○赤松(正)委員 私も、法案の審議あるいは法案周辺のお話の前に、質問通告していないのですけれども、きょうの朝のニュース報道を見て驚いた

りしました、また、先ほど石井委員の方から官房長官に質問があつたようですけれども、冒頭、インドの地下核実験という問題について、主に防衛

庁長官に若干お聞きしたいのです。

先般、中国にいらして、中国とのお話の中で、

中国とインドの関係、中国周辺の国境におけるさまざま問題について、そういうことは話題にな

りましたでしようか。

○久間国務大臣 それぞれの地域認識とか国際認

識、いろいろなことを話したかったのですけれども、残念ながら時間がございませんで、ほとんどそういう話については触れることができませんでした。

北朝鮮についても、あるいはベトナムについても、インドについても、パキスタンについても、準備はしておつたのですけれどもそこまで踏み込まないままに終わりました。

○赤松(正)委員 私は、世界で唯一の被爆国の一員としまして、あらゆる国の核使用はもちろんのこと、核実験反対という立場を前提の上で若干防衛庁長官にお聞きしたいのです。

恐らく、詳しい内容は知りませんが、従来、日本の抗議に対して、日本の抗議を受けた場合に、中国なんかが言い返している論法が二つあって、一つは似ていて一つは違うのですが、要するに、核大國の核独占は許されない、インドなんかも、いわゆる自己保存のために核を持ち、実験をする権利はあるはずだ、こういう論法に対してどうい

うふうに反論されるかというのが一つ。

それからもう一つは、日本にその資格はあるのか、これは主に中国がよく言つていますけれども、アメリカの核の傘のもとにいて、いわゆる核抑止力の恩恵を受けている日本に核実験をする国に対する資格があるのか、こういう反論について防衛庁長官、どういうふうに考えられるか、お願ひいたします。

○久間国務大臣 私は特に長崎の出身でございま

すだけに、いろいろな話題の中で、あなたのところもある意味では被害者ですね、今度の戦争でも全く関係のない人たちが、一般市民が原爆で被害を受けられた、そういう意味では私たちと共通の部分がありますねというようなことを向こうが言つたことはござります。そういう意味では、やはり日本が被爆国であるということについての意識は結構あるのだと思います。

そういう意味で、かねてから我が国としては、とにかく核兵器はもうこの世からなくそうということを強く主張しておるわけございますが、今おっしゃられましたように、自己防衛的に自分の核は持つておるんだというような主張を絶えず向こうはしておるというのも承知しております。

とにかく国家というのは、お互いそうでございましょうけれども、自分のやっていることをどう

しても相手に正当化させるという立場で物を言う

わけですから、しかし、それはいいながらも、世界の趨勢が核を廃絶する方向に向かつておると

いうことについては、やはり徐々にといいますか、そういう方向に行かざるを得ないということから、現在、中国としても核実験はやめておるわけ

でござります。

だから、今までみたいに一方的に自分の核は正

当なんだというようなことは、日本に対しても今余り言わなくなつてきておる。そして、日本も大

きいわゆる自己保存のために核を持ち、実験をする権利はあるはずだ、こういう論法に対してどうい

す。それは、私どもが向こうに行つて専守防衛と同時に非核三原則、軍事大国にならないというよ

うなことを言いますときには、自分たちも決して外に向かつては侵略しないんだというようなことを盛んに言いますけれども、日本の非核三原則といふことについては非常に高く評価はしているといふふうに感じておりますから、今おっしゃいましたアメリカの核の傘の下に入つておるじやないか

といふような意味では、我が国に対しても、

アメリカの核の傘の下だから、あなたが持つておるのと一緒だというような言い方は最近はしてないのじゃないかと、いうふうに思います。

○赤松(正)委員 これもちょっと関連でお聞きし

たいのですが、ガイドラインにおける周辺事態、

この周辺事態をめぐる議論は既にこの関連法が提

出される前にもこの委員会あるいはいろいろな場

面で議論されているのですが、今回、このインド

という国が自己主張を聞いて改めて感じたのです

が、仮にインドと中国の間で国境紛争が起ころ

るという事態が起つたときに、場所ではなくて事態なん

が、仮にインドとパキスタンの間で今いわば

おさままつているような状況が再発する、こういう

事態が起つたときに、場所ではなくて事態なん

が、仮にインドとパキスタンの間で今いわば

おさままつているマターになつてしまいりますね、そ

ういう理解でよろしいですね。

○久間国務大臣 かねてから申しておりますよう

に、その事態が我が国の平和と安全に重要な影響

を与えるかどうか、そういうような観点から判断

しなければならないわけござります。

ある国とある国で紛争が起つたからどうだと

いうようなことを仮に言いましても、どういう規

模、どういう態様で起きているか、それが我が国

にどういうような影響を与えていたか、それを総合的に判断しなければなりませんので、国を挙げて言うこと自体が問題でござりますけれども、今まで言つたようなことが何かあったとしても、それ

は、その場合に総合的に判断せざるを得ないとしかお答えできないと思います。

○赤松(正)委員 これは事務方、国際平和協力本部の方にお聞きしたいのですが、いわゆる中央アジアというのでしようか、インド、パキスタン周辺において現在展開されているPKOはあるのでしょうか。

○茂田政府委員 お答えいたします。

インドとパキスタン停戦監視のためのPKOはある。これは現在もなお発動しているPKOですね、過去にあつて終わつたというのもあります。

○赤松(正)委員 お答えいたします。

現在も活動中のPKOでございます。

○赤松(正)委員 そこに日本に参加してほしいといふふうな要請はかつて全くなかつたのでしょうか。

○茂田政府委員 国連からどのPKOに参加してほしいという打診があつたかということについて

は、国連との関係もございまして、申し上げるのを差し控えたいと思います。

ただ、インド、パキスタンの関係については、

最近ではそういう打診があつたかということについて

は、国連との関係もございまして、申し上げるのを差し控えたいと思います。

○赤松(正)委員 今のインド、パキスタンとの関係も含めまして、このPKO法そのものには直結

はしないのですが、その周辺としてのPKO、現在世界に展開されている国連PKOをめぐる問題

について若干質問をしたいと思います。

まず、PKOにつきましては、先週ですか、第一回目の質問でも申し上げましたけれども、従来

型の二国間のPKOから、一国内紛争処理というか戦後処理のための一国内PKOが設置される

いう状況の中では、従来にも増してPKOにかかる経費の負担というものが増大している。

そんな中でさまざまな問題が引き起こされてい

るということですけれども、まず最初にお聞きし

たいのは、通常の国連分担金の分担率とPKOの分担率について、常任理事国五カ国と日本並びにドイツの七カ国について、現在その分担の比率がどういうふうになっているのか、それから、それは九〇年代に入る直前の十年ぐらい前と比較してどういう特徴があるのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○加藤(良)政府委員 まず、本年のPKOの分担率ということで申し上げたいと思いますが、便宜上、小数点第一位以下を四捨五入させていただきます。日本は一八・〇%、ドイツが九・六%、米国が三〇・五%、フランスは七・九%、イギリスが六・二%、ロシアが三・五%、中国が一・一%でございます。

それで、十年前、すなわち一九八八年におけるこれらとのPKO分担率は、これまた小数点第二位以下を四捨五入させていただきますが、日本が一〇・八%、ドイツが九・六%、米国が三〇・六%、フランスは七・八%、英國が六・〇%、ソ連でございましたけれども、これが一二・五%、中国が一・〇%でございます。

国連主要加盟国の分担金額につきましては、御承知のことおり、これは経済指標GDPを基礎として、各国の分担率が算出されることになつていて、国連PKOの分担金も基本的にはそれに運動しております。

ただ、PKOの場合には、開発途上国に対する割引率というのが一〇%とか、非常に高くなつていると申しますが、そういうふうな割り当てになつております。そして、そこで不足になる部分というものを国連の常任理事国との間で経済指標を中心とした指標で割り振るという形になつておりますので、今申し上げましたのと大体同じような数値になるということだと思います。

○赤松(正)委員 そうしますと、今言つていただきたいと申しますが、ソ連からロシアに際立つて國家の形態が変わったロシアは別にしまして、日本を除くすべての国がほとんど横ばい状態というのはどういう理由だと認識してお

られますか。

○加藤(良)政府委員 日本を除く国が横ばいかといたしますが、これは、今御答弁申し上げましたところと若干重複いたしまして恐縮でございますが、国連の分担金の決め方というもののベースになりますが、各国のGDPでございましてこれが一番重要な指標でございます。その過去の三年なら三年の平均値というものをつけて、それで分担金を割つて、その各国の割り当てをはじめ出すわけでございます。

まさに、そういう経済情勢と申しますか、各國の経済状況と申しますか、そういうことの反映として今のような姿が出てきているということだと思います。

○赤松(正)委員 経済状態を反映しているというふうなことを言われますけれども、要するに、十年前の日本は、具体的に人的な部分のPKOの参画がほとんどなかつたということは関係ないということですか。

中国もあるいはアメリカも、常任理事国の中ではPKOに人的貢献をしている国というのは余りないというふうに思いますので、つまり、今度局長に答弁していくだけときは、要するに、経済的な部分とは別に、人的な要素、PKOの参加人員の数というものは、各國の人的貢献といいますか從来のPKOに参画している数の部分はどういうふうなかかわりをしているのかということを教えていただきたい。

○加藤(良)政府委員 結論を先に申し上げますと、そこはかかわっておりません。PKOに派遣している人数というものは、PKOの分担金をはじき出す基準としては考えられていないわけでございます。

基本的には、あくまでも国連本体における分担金というものをPKOの活動についてもスライドさせて、そして、開発途上国の割り当てといふものが、その分PKOの場合には国連本体の分担金に比べて大きくなっている、そして、そこから出てきた不足分というものは常任理事国との間で案分

的に追加負担するということになつてているということがあります。それで、人數は関係ございません。

○赤松(正)委員 それはわかりました。

ちなみに、その人數について、先ほど常任理事国並びに日本、ドイツという話をしましたが、こ

の国はどういうふうになつているのか、これは現時点で日本は四十五人ということですが、それ以外の国はどういうふうになつていて、これは現時点で日本が四十五人ということですが、それ以外の国はどういうふうになつていて、これは現時点で日本が四十五人ということですが、それ以外の国はどういうふうになつていて、これは現時点で日本が四十五人

ことは思いますが、それ以外の数字を見てもわかりますように、この十年の中で分担率の部分での貢献の度合いが非常に強い、これは経済的な背景があるわけですねけれども、そういうこともしっかりと、あるいはまだ日本の国内向けにもしっかりと表現していく、プレゼンテーションしていくことが大事である、こういうふうに申し上げておきたいと思います。

次に、PKOとガイドライン法の関係につきましては、今も横路議員からお話をございました。私は、これまでの間に何点か取り上げてお話をしたり、聞いたりしてまいりましたけれども、やはり別なものではあるのですけれども、この間、長官もおっしゃつておきましたように、幸か不幸か提出の時期が重なったということで、国民のサイドから見ると、武器の使用という言葉であるとか、あるいはまた国会の承認、報告というふうな、言葉が非常にダブついて非常に混乱しやすいといふことがありますので、このあたりを整理をする意味で少しお聞きをしたいと思います。

去る四月三十日の本会議質問で、私が、武器の使用につきまして、PKO法案と周辺事態関連各法案の違いについて聞きましたところ、防衛庁長官からは、自己保存のための自然権的権利であるといふ点については同じなのだけれども、「極めて限定された職務を行う際に限られているため、武器の使用に関する命令について自衛隊の通常の職務形態からあえて切り離す等の必要はなく、自衛隊法第五十七條の適用があることを前提として、上官の命令については特に規定いたしておりません」との答弁がありました。これは後半の部分はよくわかるのですが、ここでおっしゃつておられる「極めて限定された職務を行う際に限られている」という職務というのはどういうものを指すのでしょうか。

○太田(達)政府委員 お答え申し上げます。周辺事態確保法案の関係の職務ということでお聞きますけれども、代表的なところでは米国とかロシアとかウクライナというのがあったと思います。

○赤松(正)委員 私は、今お聞さした感じの中では、自衛

隊の活動の中に、捜索・救難の場合と船舶検査とございます。

例えば船舶検査について申し上げますと、これは国連の安保理の決議に基づきましてその実効性を確保するという観点からものでございます。さて、これは当方の海上自衛隊が主となりますけれども、いろいろな形態がございますけれども、その船でもって行きまして、その前に、実際には威嚇射撃等はやりませんけれども、相手方の同意等を求めて、実際に相手方の船舶に乗り込んでいて積み荷等の検査をするというようなことがございます。

その場合に、通常は相手が民間の商船でござりますので不測の事態というものは考えられないのですがけれども、これはあくまでも人々が一のときということでございまして、そういうときに自分の生命身体を守るために武器の使用があり得るということで規定は設けられています。これは要するに、そういう場合ということで、時間的にまた場所的に非常に限られているという趣旨で大臣がお答えになつたものと考えております。それを一言で言つておきますのが、職務を遂行するに際してという言葉でございます。

一方、PKO法の場合の考え方とは、実際に武器を使用する場合というのは、必ずしも場所的に、時間的に、総体的に限られません。半年、一年、二年というふうにわたる場合がございます。その場合に、その武器の使用の形態と申しますか考え方方がその点では違う。

ただ、基本的に同じと申し上げておりますのは、あくまでも、両方の場合、個人の生命身体の防衛をするという目的においては、その法的な考え方はいわゆる自然権的な権利であるという位置づけでございます。その点は、先ほど申し上げております周辺事態の場合における武器の使用についての場合は、それからPKO法についての場面、その場合の目的はさつき言つたような自然権的な権利であるという考え方方は同じということを申し上げたわけでございます。

○赤松(正)委員 今、PKO法の場合と周辺事態法の場合とでは、自然権的権利行使するという

意味では同じだとおっしゃいましたけれども、これは、船舶の検査に自衛隊員が行って職務を実行

をしようというその行為は個人だから同じでしようけれども、明らかにPKO法のときと違つて、船舶の検査に当たつては船舶そのものがそういう行動を行うわけですから、自衛隊法第九十五条に書かれている武器そのものの防護のためということとのかかわりからいきますと、要するに、船舶の検査に当たつては個人を守るよりも船そのものを守るという行為の中でかなり拡大をされたというか、通常の武器使用の概念を超えた形になつていくということが懸念される。

文字どおり、今、法案そのものの審議が始まつてない段階で、各マスコミでありますとかいろいろな場面で、この周辺事態法の持つ武器使用の拡大ということが非常に心配である、懸念されるという論調が多く見られるのですけれども、まさに私が今お聞きしたことに関係してくるのじやないのかなという感じがするのです。

それで、船舶検査活動について、今お聞きしたこと踏まえ、実は今申し上げたようなことを感じておられるわけですが、先般、私がお聞きしたことに対しまして、長官が、「諸外国におけるこれまでの対象船舶への検査等の実績等にかかるこれまでの対象船舶への検査等の実績等にかかること」を踏まえ、実は今申し上げたようなことを感じておられるわけですが、その二点についてお聞きしたいと思います。

○久間国務大臣 まず委員に御理解賜りたいのですが、我が国は国連に加盟している重要な国でございます。その国連が経済制裁等を決めた場合には、それに従つて一緒に協力をしなければならないわけでございます。

しかししながら、一方、我が国は憲法九条というのがございまして、やれることとやれないことがあるわけでございます。それはまさにあって、どうだけのことがやれるかということいろいろ議論しましたけれども、この間述べましたように、現在、実弾は撃てないとか、そういうような制限がある、そういうような考え方で、その中で精いっぱいやれるのはどういうことかということである。そこでどうなのだが、実効性は上がるのかということがありますと、これとても、現在までの過去のことになりますと、これとても、現在までの過去の実例からいつたら、実効性は一〇〇%ではない

スが例えれば十一件しかなかつたというふうなことがあります。

○赤松(正)委員 長官、それでいいですか。(久間国務大臣「はい」と呼ぶ)

先ほど言つたことに関係するのですが、同じく私が質問したときに、長官は実弾の使用を伴う措置は考えていないということをおっしゃいました。

○久間国務大臣 まず委員に御理解賜りたいのですが、それが行われる範囲で精いっぱい整理したつもりでございます。

それは国連に加盟している一員としてもつと十分なことができればいいわけでございますけれども、憲法九条という制約もございますだけに、それが想定されません。」とおっしゃつたのですが、その二点についてお聞きしたいと思います。

○久間国務大臣 まず委員に御理解賜りたいのですが、我が国は国連に加盟している重要な国でございます。その国連が経済制裁等を決めた場合には、それに従つて一緒に協力をしなければならないわけでございます。

しかししながら、一方、我が国は憲法九条というのがございまして、やれることとやれないことがあるわけでございます。それはまさにあって、どうだけのことがやれるかということいろいろ議論しましたけれども、この間述べましたように、現在、実弾は撃てないとか、そういうような制限がある、そういうような考え方で、その中で精いっぱいやれるのはどういうことかということである。そこでどうなのだが、実効性は上がるのかということがありますと、これとても、現在までの過去のことになりますと、これとても、現在までの過去の実例からいつたら、実効性は一〇〇%ではない

スが例えれば十一件しかなかつたというふうなことがあります。

○赤松(正)委員 PKO法における国会の承認、報告の問題、これはもう時間もありませんので、既にこの法律の中に記されておりますので聞かなくていいですけれども、周辺事態法との関連と

いうか、これも先ほど冒頭で申し上げましたよう

に、全くわからない人間からして、いわゆるテクニカルチームとしての国会報告だと國會承認と

いう言葉が飛び交っていますので、そういう意味では、両者の相違、考え方の違いのほどここに置いておられるのか、その辺について聞かせていただきたいと思います。

○久間國務大臣 P.K.O.の場合は、国連からの要請があつて、それを受けて実施計画をつくつて、それからやつていく。しかも、一定の機関等も国連等から指名されてやつしていくわけでございま

す。しかしながら、周辺事態の場合は、事態の発生の仕方によつては非常に緊急を要する場合その他いろいろあるわけでございまして、周辺事態の発生、それに対して特に適切に迅速にやらなければならぬという問題がございますから、そこでやはり緊急性の問題においてはかなり違うのではないか、そういう気がいたしております。

そこで、承認にするかしないか、あるいはまた報告にどめるかどうか、その辺の差違もやはり出てくるのではないかと思います。

○赤松(正)委員 これについての詳しい議論は、また本番のときになりますけれども、

ただ、この間、新聞報道を見て、おやと思ったのですが、長官が中国での周辺事態をめぐる国会報告を承認にするかどうかについて柔軟な対応

のようです。まさに、長官が中国での周辺事態をめぐる国会報告に接したのですが、それはどういう経緯でしょうか。

○久間國務大臣 私どもは、先ほどから言つてますように、周辺事態の場合、やはり適切に迅速に対処しなければならないからということで法案をまとめましたし、今の時点でもそれが適切な法律であると思っております。

しかしながら、国会の御論議にはやはり耳を傾けていかなければならぬわけでござりますから、そういう意味では、これから先も国会での御議論については、慎重にといいますか、耳を傾けておる適正に対処していくという姿勢は絶えず持つておるということを申し上げたわけでござい

ます。

○赤松(正)委員 終わります。

○塩田委員長 東洋三君。

○東洋三君 委員 自由党的東洋三でございます。

○久間防衛庁長官、内閣官房長官、P.K.O.の協力法改正について、まず初めにP.K.O.参加のあり方、この点について再度質問させていただきたいといふうに思います。

○

去る三月十三日の予算委員会におきまして、P.K.O.協力法の改正について若干質問させていただいたのですが、そのときはまだまいなお答えでしたので、そのときの御答弁を踏まえた上で、日本のP.K.O.参加のあり方に関する政府の責任者の認識についてお聞きしたい、このように思いました。

○

〔委員長退席、浅野委員長代理着席〕

日本政府はさまざまな機会におきまして、内外に向かって繰り返し繰り返し国連のP.K.O.活動に

対する積極的な貢献を訴えている。しかしながら、現時点において、各地に展開されている国連P.K.O.活動は十五件、合わせて一万八千人以上の参加者たちのうち、日本は一件だけ、そしてわずか四十五人の要員しか送つていません。また、財政的貢献が二位に達しているにもかかわらず、人的貢献を行つてゐる七十九カ国、国連加盟国が百八十五カ国ですからその半分弱、七十カ国のうち、日本は四十六番目とかなり低いランクに陥っていると

いう実情を考えると、日本の現在のP.K.O.活動への参加ぶり、参加レベルやあり方にに対する評価、また改善の余地についてお聞きいたします。

そのとき、小淵外務大臣は次のように述べられました。「結果についての御評価は、今委員が御指摘のよう、必ずしも高いものでないことは承知をいたしております。」と、評価されていないことを認めました。その上で、「日本として、与えられた法律の中で精いっぱい努力をするとすれば、残念ながら今日の段階では、この努力を今いたし

ます。」と、その限界を認めたわけでござります。

○久間國務大臣 今般、国際平和協力法の見直しを行つた結果、

国際連合を中心とした国際平和のための努力に対

加している隊への要員、みんな非常に立派にその職責を果たしておると思っております」という、現よくわからない御答弁をしてくださいました。

さらにまた、今回の法改正では、武器の使用基準を隊員個人の判断から上官の命令に変更しまし

たが、ともに活動している他の隊員や、近くにいるボランティア活動中の邦人や、他国の民間人の防衛のためには使用できないことになつてい

る。また、国連以外の地域的機関の選挙監視活動への参加や、停戦合意がなくとも人道的な物資協

力が行えるように法を改めていたが、凍結されている本体業務は今回の改正では全くタッチされなかつた。つまり、重要な問題は放置されたままである。

今回の改正によって多分予想されるのは、地域的機関の選挙監視活動への参加は今後増加すると思われますけれども、現在展開中の本体業務の活動を含めた国連平和維持活動への参加レベルには余り変化がないのではないか、このように推察いたします。前進は前進だと認めます。しかし、本体業務の活動に参加しない限り、今まで日本が国際の平和・安全に對して積極的に頑張つていくという政府の表明とは、言うことやることとは全く別である、このように私は思はざるを得ません。

その上で、質問させていただきます。

P.K.O.活動における現在の日本の参加範囲は国際社会の評価を得るために十分でないと私は思つて

いるのですが、日本政府も認められるでしょうか。つまり、十五件のうちの一件にしか参加できませんけれども、委員会において小委員会をつくるべき方法、これは私どもが言うものではございませんけれども、やはり院として、衆議院、参議院の意思としてこれを決めておられますので、しきらば、この問題についてどうするかでござりますけれども、やはり院として、衆議院、参議院の意思としてこれを決めておられますので、しきらば、この問題についてどうするかでござります。

その上で、質問させていただきます。

P.K.O.活動における現在の日本の参加範囲は国際社会の評価を得るために十分でないと私は思つて

いるのですが、日本政府も認められるでしょうか。つまり、十五件のうちの一件にしか参加できませんけれども、委員会において小委員会をつくるべき方法、これは私どもが言うものではございませんけれども、やはり院として、衆議院、参議院の意思としてこれを決めておられますので、しきらば、この問題についてどうするかでござります。

その上で、質問させていただきます。

P.K.O.活動における現在の日本の参加範囲は国際社会の評価を得るために十分でないと私は思つて

いるのですが、日本政府も認められるでしょうか。つまり、十五件のうちの一件にしか参加できませんけれども、委員会において小委員会をつくるべき方法、これは私どもが言うものではございませんけれども、やはり院として、衆議院、参議院の意思としてこれを決めておられますので、しきらば、この問題についてどうするかでござります。

その上で、質問させていただきます。

P.K.O.活動における現在の日本の参加範囲は国際社会の評価を得るために十分でないと私は思つて

いるのですが、日本政府も認められるでしょうか。つまり、十五件のうちの一件にしか参加できませんけれども、委員会において小委員会をつくるべき方法、これは私どもが言うものではございませんけれども、やはり院として、衆議院、参議院の意思としてこれを決めておられますので、しきらば、この問題についてどうするかでござります。

その上で、質問させていただきます。

P.K.O.活動における現在の日本の参加範囲は国際社会の評価を得るために十分でないと私は思つて

いるのですが、日本政府も認められるでしょうか。つまり、十五件のうちの一件にしか参加できませんけれども、委員会において小委員会をつくるべき方法、これは私どもが言うものではございませんけれども、やはり院として、衆議院、参議院の意思としてこれを決めておられますので、しきらば、この問題についてどうするかでござります。

して適かつ効果的に寄与するため所要の法改正を行ふものでありますけれども、その内容は、現在の諸般の状況を踏まえた場合、適切なものと考

えて、このような案を出しているわけでござります。政府としては、これまでの派遣の経験も踏まえて、今後とも国連平和維持活動等に積極的に参

加していきたいとは考えております。

なお、政府としては、今後とも国会等の御議論を踏まえて、必要に応じて、憲法の枠内で本法のあり方について検討することはあり得るものと考えております。

結局、私にしましても官房長官にしても、このような答えになろうかと思ひます。といいますのは、先ほど委員が御指摘になりましたように、我が国の国際貢献のあり方としてはもっと幅広く貢献したいという気持ちで、平成三年に法案を出させていただきました。しかしながら、そのうち、

国会の御議論の中で、参議院でまず修正され、それを受けて衆議院で修正されまして、P.K.O.本体業務については当分の間やらないということで梓

をはめられてしまつておるわけでござります。そ

ういう中で私どもが活動をするということになりますと、やはり現在ののりを越えてはやれないといふことでござります。

しかば、この問題についてどうするかでござりますけれども、やはり院として、衆議院、参議院の意思としてこれを決めておられますので、しきらば、この問題についてどうするかでござります。

その上で、質問させていただきます。

P.K.O.活動における現在の日本の参加範囲は国際社会の評価を得るために十分でないと私は思つて

いるのですが、日本政府も認められるでしょうか。つまり、十五件のうちの一件にしか参加できませんけれども、委員会において小委員会をつくるべき方法、これは私どもが言うものではございませんけれども、やはり院として、衆議院、参議院の意思としてこれを決めておられますので、しきらば、この問題についてどうするかでござります。

その上で、質問させていただきます。

P.K.O.活動における現在の日本の参加範囲は国際社会の評価を得るために十分でないと私は思つて

いるのですが、日本政府も認められるでしょうか。つまり、十五件のうちの一件にしか参加できませんけれども、委員会において小委員会をつくるべき方法、これは私どもが言うものではございませんけれども、やはり院として、衆議院、参議院の意思としてこれを決めておられますので、しきらば、この問題についてどうするかでござります。

その上で、質問させていただきます。

P.K.O.活動における現在の日本の参加範囲は国際社会の評価を得るために十分でないと私は思つて

いるのですが、日本政府も認められるでしょうか。つまり、十五件のうちの一件にしか参加できませんけれども、委員会において小委員会をつくるべき方法、これは私どもが言うものではございませんけれども、やはり院として、衆議院、参議院の意思としてこれを決めておられますので、しきらば、この問題についてどうするかでござります。

その上で、質問させていただきます。

P.K.O.活動における現在の日本の参加範囲は国際社会の評価を得るために十分でないと私は思つて

いるのですが、日本政府も認められるでしょうか。つまり、十五件のうちの一件にしか参加できませんけれども、委員会において小委員会をつくるべき方法、これは私どもが言うものではございませんけれども、やはり院として、衆議院、参議院の意思としてこれを決めておられますので、しきらば、この問題についてどうするかでござります。

その上で、質問させていただきます。

P.K.O.活動における現在の日本の参加範囲は国際社会の評価を得るために十分でないと私は思つて

院で「別に法律の定める日までの間は、これを実施しない。」ということです。

また、このPKF本体業務の凍結解除の問題について、さまざま立場からの御意見もあるところです。

そこでございますが、政府として、今後、国会等におけるこの問題の議論にも十分に耳を傾けつつ、検討していくべきものと考えているところであります。

○東(祥)委員 官房長官並びに防衛庁長官の御答弁聞いていて、私はすごく違和感を覚えます。というのは、今も防衛庁長官がPKFというPKOの中のPKFという使い方をするのは日本独特なわけですけれども、いわゆる本体業務を含めてさらなる貢献は望ましい、しかしながら、凍結については国会の意思である、このようにおっしゃっています。それはそれとして正しいのだと思うのです。しかし、防衛庁長官にしても、また内閣官房長官にしても、政治家ですよ。私たち自由党は、国際社会の平和と安全に関して日本というのはどのように貢献していったらいいのか、徹底的な議論をしています。

さらには、もう既にこのPKO協力法ができるから五年半たっているのですよ。当初多くの方がまさに誤解していた。初めて海外に自衛隊を派遣するから、ひょっとして武力行使を目的として派遣するのではないかというような議論がまことしやかにあのときにされました。おかしなことを言っている政治家たちがたくさんいました。しかし、五年半たった今日、それが全くそうではないことはわかっているではありませんか。そうであるとするならば、防衛庁長官また内閣官房長官は、国際の平和と安全に対し日本政府がどのように積極的に貢献していくのか。また、総理も含めてみんなが貢献すべきであるとおっしゃつてあるではありませんか。にもかかわらず、本体業務に関して、みずからの意思で、またみずからのおいシシアチブで、どうしてそれを党内で提案されないのでですか。私たちは邪魔したことは一

度もありませんよ。

防衛庁長官にお尋ねします。また、内閣官房長官にもお尋ねします。自民党内において、この問題について積極的に御提案されたことはありますか。

○久間国務大臣 党内で一議員としての議論といふ、検討していくべきものと考えているところであります。

○東(祥)委員 官房長官並びに防衛庁長官の御答

えの他の法律によりまして、行政というものは法律に従って行動することになつていています。立法府でつくられた法律に従つてやる。その立法府に対して、政府はいわゆる閣法として政府提案をお願いをして、法律をつくつていただいてやることがございます。しかしながら、その政府が出したました法律に立法府としての意思が働いた場合は、政府としては立法府の意思に対しでは必要以上に束縛されるわけでございます。

したがつて、今僕が質問しているのは、防衛庁長官として、政治家として、自民党内において、自分自身がPKO活動に対してもいつも真剣にいろいろなことを考えている、したがつて、もうそろそろこの本体業務の凍結を解除してもいいのではないか、こういうイニシアチブを持つて御提案をされたことがありますかと防衛庁長官個人に私は聞いているのです。それに対して答えてください。

○久間国務大臣 だから、先ほどから言つておりますように、防衛庁長官として提言したことにはございません。

○久間国務大臣 各党が議論なさつて、各党の意見が一致して修正をされたわけでございますから、各党が議論されてこの問題については解決すべき問題でございます。

そのときに、政府自身が求められれば、あの当時と現在の状況はこう違いますよ、行つた経験からいってもこうですよ、背景はこうですよという御説明は政府としてはやれるわけでございます。

しかしながら、政府自身がこの問題を、要するに提案という形で出すかどうかになると、私はそれは別だと思います。それは、与党に限らず、あとのときは与野党一緒になられて、院でお決めになつたわけでございますから、この問題についてはどこが主導権をとるかは別として、それはどこでもいいと思うのです、そういうことについて議論を詰めていただいて、政府として発言を求められれば、その方向については何ら異存はないといふ発言はするわけでございますけれども、政府の方から積極的にはしづらいという状況について、ぜひそれは御理解賜りたいと思います。

一方においては、国際の平和と安全に関して、このPKO活動というのは重要な要素ですよ。ま

た、防衛庁長官がこの重要性に対し深く認識していると僕は思います。しかし、だれかがイニシ

アチブをとらなくてはいけないわけですね。普通な

らば、与党が、まさに機が熟したか熟していない

か、国民のPKO活動に対する理解が進んでいないのか進んでいないのか、こういうのを判断して、率先してそれなりの手続を経てやっていくのではありませんか。

僕は行政府の人に言つてあるわけじゃありませんよ。附則の二条、三条における――二条においては政党連合意でそのPKOの本体業務が凍結されたわけですか、それに対してそれがイニシアチブをとるのですか。防衛庁長官が言わなかつたら、外務大臣のイニシアチブを待つているのですか、総理大臣のまさに提案を待つていてのですか、どうですか。

○浅野委員長代理退席、委員長着席

○久間国務大臣 各党が議論なさつて、各党の意見が一致して修正をされたわけでございますから、各党が議論されてこの問題については解決すべき問題でございます。

そのときに、政府自身がこの問題を、要するに提案という形で出すかどうかになると、私はそれは別だと思います。それは、与党に限らず、あとのときは与野党と一緒になられて、院でお決めになつたわけでございますから、この問題についてはどこが主導権をとるかは別として、それはどこでもいいと思うのです、そういうことについて議論を詰めていただいて、政府として発言を求められれば、その方向については何ら異存はないといふ発言はするわけでございますけれども、政府の方から積極的にはしづらいという状況について、ぜひそれは御理解賜りたいと思います。

私がこの場で、政府の長として、防衛庁長官と

して、そういうイニシアチブをとつていくといふ

ことは、今までの過去の経験からいつてできない

これが閣法で、最初に提案したもののが内容的に不

備であるような法律を提案して、それがそのまま通つたのであるならば、その法案の改正について

は、それは政府がしなければならないかも知れません。

しかしながら、本体業務について、これもやらせてもらいたいと出したものについて各党で御議論なさって、それは当分の間凍結する。法律で新しくするまでは別だということで立法府で決められたわけでございますから、立法府として、それにかわるべき、やつてよろしいという新しいものがない限り、政府としては縛られるということになるのではないかでしようか。

○東(祥)委員 残っているのは自民党だけです。

私が申し上げているのは、長官は自民党的議員ですね、その議員でありますから、なつかつ防衛庁長官という極めて重要なポストにいらっしゃる。そして、このPKO活動に関して多くの方々よりも深い知識、認識、また自衛隊の方々がどのような活動をされているかということともよく存じ上げている。さらには、国際社会における日本の位置づけ、国際の平和と安全に対する日本がどのようないことをやっていかなければならぬかということもよく知っている。

そういう状況の中で、私が再三再四聞いているのは、自民党の中でもそろそろこのPKOの本体業務の部分に関して凍結解除をする議論をしていいのではないかのか、それは自民党的国防部会でやらないのではないか、それは今でも自由にやつてきております。そういう意味では、今まで雰囲気としておわかりになつたと思ひますけれども、そういう内容等についてはありますけれども、要するに、防衛庁長官としての立場で、これは何も与党だけではなくて、各野党的皆さん方にこうしていただきたいと話をすると、こと自体は、それは事実関係としてはあるかも知れませんけれども、政府としての立場でお願いすることを申し上げたわけでございます。(東(祥)委員「やつていい」と呼ぶ) そうです。

ただ、委員が今御指摘になられましたが、仮に個人として、対談あるいは雑誌の取材という形で求められましたときに、肩書き抜きで発言できる場ならともかくとして、この場におきましたは、防衛庁長官として、政府の一員として、政府

の長としての立場でございますから、個人的な見解を述べる場ではないということを申し上げているわけです。

事実関係としてやつたかやつていないかと言われますと、それはやつておりません。

○東(祥)委員 まさに、日本の行政システムが硬直してきているという証左をお示してくださつ

てはいけないのですか。

まさに多くの方々が来てくださつておりま

す。どうして防衛庁長官がそういうことを言つて

いるのではないのか。

まさに政治家ですよ、その人が何で言つてはいけないのですか。

○久間国務大臣 やつてはいけないといいます

か、要するに、政府がイニシアチブをとるよりも、

院として決めておられるわけでござりますから院

がイニシアチブをとる、そのためには、防衛庁長官

として、いろいろな現在の状況、これまでの実績、

そういう背景からこれはやつてもらいたいという

気持ちを述べる、そういうのはいいわけでござい

ますけれども、この凍結を解除するかどうかにつ

いてのイニシアチブは、院で決められたわけでござりますから、政府がそれをすべきではないの

じやないかということを申し上げているわけでござります。

同じように、行政がおかしな動きをしていたと

きに、一政治家が、こういう動きをしているのは

おかしいじゃないかと相互に言えるのじやないで

すか。どうして、それを自分自身は防衛庁長官で

ある、防衛庁の最高ポストだ、そういうことはイ

ニシアチブを持つて言えないなんて、イニシアチブを持ってそれを展開できるかどうかということ

は、自民党的国防部会が、防衛庁長官が言われるこ

とに説得力があるとするならば、ぜひ防衛庁長官

が言われるとおりいろいろ検討してみましょ、

そういうふうになつたときにイニシアチブが発揮されたのです。結果論じやないです。どうもす

ごい硬直していますね。

○久間国務大臣 私は、確かに、そういう意味で

硬直していると言わればそうかもしれません

が、やはり私は、例えば憲法の改正にしても、こ

れは院が発議するとなつておりますから、これに

ついても政府はつくられた憲法の枠内で行動す

ることにはならないということでござい

ます。

○東(祥)委員 だから、私は硬直的だと言つてい

もし本体業務の凍結解除が必要であるとするならば、防衛庁長官が自民党的国防部会に行つて、これをどうか検討してくれないか、そういう意見がもし出でないとするならば、それを言うことがあります。

自体は、別に行政の長が政党の物の見方に介入して、それを断固やらなくてはいけないのだ、そういうことじやないのじやないですか。

自民党的国防部会においては、ここに居並ぶ優秀な方々がいらっしゃるわけですから、僕は検討し

ているのだろうというふうに想像いたしますけれども、何らかの理由でそれが凍結解除には至らなかつたというふうに想像しますが。それは事実を知りませんから。しかし、そのときに、防衛庁長官が一議員として自民党的国防部会に行って、そう

いう議論がなされていないとするならば、そろそろ凍結解除に関して議論をやろうじゃないかといふふうに言うことが、これはいけないことなので

すか。

同じように、行政がおかしな動きをしていたと

きに、一政治家が、こういう動きをしているのは

おかしいじゃないかと相互に言えるのじやないで

すか。どうして、それを自分自身は防衛庁長官で

ある、政策遂行能力があるところが、望ましい政策を推進するに当たつてどういう政策を提示していく

ければいけないのか、どういう政策を遂行していくか

わかるのは政策遂行者の立場にいらっしゃる方で

はありますか。何か話が転倒していく、僕が与

党で、そちらが野党的ような感じがしてきました。

防衛庁長官、別に本体業務を解除することは憲法違反ではないでしょ。これは五年半前に憲法の範囲内でちゃんとおさまつてある問題です。

凍結解除をするかどうかといふイニシアチブをだ

れがどるか。「いや、私はとりたくないですよ、

ちょっとだれかやつてください。もしそういうも

のが出できたら私がやりますよ」これが政策遂行能力を持つている最高責任者の言う言葉ですか。

僕は本当に堅然としてしまいますよ。

○久間国務大臣 要するに、政策遂行能力とい

うのは、与えられた法律の枠内での政策遂行能力し

か行政政府はないわけでございます。その与えられ

た法律が、内閣がお願いしてつくった法律ならば

時代に合わないからということで提案できますけ

ども、これが提案したものに対し、そうでは

ない、そういう考え方也非常に強いわけです。

それで、法律にしましても、閣法については、それが本當になつておりますと、その法律が、この枠

内でやつてよろしいということを今度は立法府の方で言わないと行政府としては動きづらい。絶対できいかというと、それは憲法上できなことがあります。ないけれども、立法府としてお互いの意思を固めた以上は立法府でその話についてはやつていただきたい。

だから、政治資金規正法等についても、必要な場合が出てきたときは、政府の提案ではなくて、それは各党各会派で話を聞いていただいて、そしてそつの主導権のもとにやつていくとか、公職選挙法でもそうですけれども、今までだつてそういうようなやり方でやつておられるわけでございます。

今度の場合は、最初の提案は政府でございまして、たけれども、いわゆるPKFの本体業務についてはやらないという意思を衆議院、参議院両方で修正をして加えられたわけでござりますから、やはりそこについては院の方においてイニシアチブをとつていただきたい、そういうことをお願いしたわけでございます。

○東(祥)委員 久間防衛庁長官が言われていることを僕は十分理解した上で、それをどのようにプレークスルーするかという話をしているのですよ。またものもくあみに戻ってきて、形式論ばかりお話をしている。

防衛庁長官は、国際的平和と安全に関して日本が積極的に貢献していくことは余り考えられないのですね。口で言っていることやろうとしていることは違うのですかね。もしそうだるとするならば、別に防衛庁長官としてではなくて、政治家として自民党国防部会にお入りになられているのかどうかわかりませんけれども、そこで当然提案されるべき筋のものではないのですか。まだやるべき段階ではない、そういうふうに思つてあるのですか。先ほどは逆のことをおっしゃつてあるのですよ。だから、それをだれがやるかということですよ。

では、防衛庁長官、自由党がそういうもの提案したら乗つてくれますか。前向きになつて

方で言わないと行政府としては動きづらい。

絶対できいかというと、それは憲法上できなことがあります。ないけれども、立法府としてお互いの意見を固めた以上は立法府でその話についてはやつていただきたい。

（一）久間國務大臣 自由党の皆さん方がいろいろな経験を持った方たちですから、その意見を求めるときに、そういうふうな問題も含めて、背景がどうなっているか、これで十分な国際的なことは相手方に危害を加えていいことではありません。そのためには、危険を加えてはならないことです。

（二）塙田委員長 東中光雄君。
（三）東中委員 前回に引き続きまして、PKO協力法の二十四条の武器使用のことについてお聞きしたいと思います。

（四）久間國務大臣 おお、あなたがどうぞ

（五）久間國務大臣 おお、あなたがどうぞ

（六）久間國務大臣 おお、あなたがどうぞ

（七）久間國務大臣 おお、あなたがどうぞ

（八）久間國務大臣 おお、あなたがどうぞ

（九）久間國務大臣 おお、あなたがどうぞ

（十）久間國務大臣 おお、あなたがどうぞ

（十一）久間國務大臣 おお、あなたがどうぞ

が一体となつて武器を使用できる。それによって相手を傷つけることがあつても、それは三十六条、三十七条に該当した場合はいいというようなことでござりますから、上官の命のときは必ず傷つけないというような場合だけだといふに限定されることにはならないのではないか、そういうふうに思います。

○東中委員 観念的に後から考へれば緊急避難に該当しておつたか、あるいは正当防衛に該当しておつたかしていかつたか、そういう問題ではないのですよ。だから、八十九条とその点では違わない

では、別の聞き方をしましよう。

自衛隊法の八十九条は治安出動した自衛官の武器使用が書かれていますね。その武器使用は「当該部隊指揮官の命令によらなければならぬ。」となっています。ただし、刑法三十六条または三十七条に該当する場合を除いて指揮官の命令でやる。だから、その三十六条なり三十七条に該当するような場合に指揮官が命令するなどということはそもそもできないのだといふのは、これはもう常識ですよ。

刑法三十六条なり三十七条などというのは、侵害を受ける者が自己防衛のためにやる。あるいは緊急避難の場合は——要するに急迫した侵害を排除するという要件が非常にはつきりしているわけですからね。ほかの指揮官とかなんとか、第三者がそんなことできるわけではないのです。だから八十九条は、三十六条、三十七条に該当する場合を除いて当該指揮官の命令によらなければならぬとしているのです。

今度の場合も、だから、その場合を除くということを書いていないけれども、結局はそういう趣旨になるわけですよ。生命身体に対する侵害または危難が切迫している場合は命令によらなくてもいいとしているのです。

今度の場合も、だから、その場合を除くということを書いていないけれども、結局はそういう趣旨になるわけですよ。生命身体に対する侵害または危難が切迫している場合は命令によらなくてもいいといふことです。今度の二十四条にもそう書いてあるのですよ。だから、八十九条とその点では違わない

のです。

そうすると、八十九条の場合は、正当防衛、緊急避難だけではなくて、武器使用するについては

もうとほかの目的のために武器使用できるのです。例えば、人に対する危害ではなくて施設に対する侵害を受け、あるいは、受けていないけれども受けようとする明白な危険がある場合は武器を使用してその危険を排除することができるというふうになつていますね。武器使用してですよ。それは受けないけれども指揮官の命令によってやらなければいけないよというのが八十九条なのです。

ところが、本法の二十四条というのは、そういう身体の防護以外に何もやつたらいかぬことになつっているのですよ。だつて、武器を使用するのには生命身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合だけに限つていいのですから。だから、身体に対する攻撃以外に施設に対する攻撃、侵害があるからといって、PKOの陣地に対して何か攻撃が来たからといって、あるいはやろうとしているからといって、撃たないのです。そういうふうにこのPKOはし

たのです。

なぜしたのかといつたら、あくまでも個人の個人による正当防衛、緊急避難のときに武器を使用して相手に危害を加えるということはあつてもそれ以外は一切日本の自衛隊はPKOで出でていつても武器の使用はしないのです、憲法上できないのですといって、こういう法律をつくったのですよ。

それを今度は指揮官の命令などというような格好で入れるから、八十九条と比較してみると明らかなる矛盾が出てくるのですよ。八十九条なら、指揮官の命令によつてあつうどもない治安出動で武器の使用ができるようになつているのですね。施設やら、あるいは危険があるというだけでできるようになつている。今度はPKOはできな

あのときの論議に私初めからしまいで全部参加しましたから、海部さんのときから宮澤さんと

きまで。政府の一貫した答弁なんですよ。個人でなければいかぬのだということなのです。

我が國の憲法上そうせざるを得ないのだ、個人の判断でやるので、しかも正当防衛、緊急避難のときだけなので、だから憲法違反にならないのです、こう言つてました。それを今度は変

えることになるのだから、これは憲法上の問題があるのです。どうですか。

○久間国務大臣 基本的には、今回の場合も自衛官が自己的生命身体に危害が迫つている場合に武器を使うわけでございまして、ただ、それを混乱を回避するために指揮官の命によつてやるというふうにしたわけでございますから、憲法上もあるいはまた法理論上も、前回の問題と比べて今回がけしからぬ、憲法違反だということにはならないのではないかといふふうに思つてますから。

だから、そのところはいろいろ内部でも議論した結果、そういう混乱を避け、適切な武器を使用をするためにこうしようということで法律改正をお願いすることになつたわけですから、それ

をもつて、基本的に八十九条の問題とそぞ変わらないのではないかであります。むしろ、八十九条よりも武器の使用については決まりついていますから、そういう意味では八十九条よりもむしろ狭いぐらいでござりますから、憲法には抵触しないのではないかといふふうに思つます。

○東中委員 だから、そうなんですよ、八十九条のときはこれは国内でやるんだから憲法違反の問題がありますよ。私たちもそういう議論をしていました。自衛隊自体が憲法違反だという考え方ですから。それとは別に、治安出動での武器の使用についてある、自衛隊が憲法違反だという考え方ですから。それは、こういう危険があるということだけで武器を使用して人民に対し危害を加えることもできるなんて、こんなことは許されぬと言つてますよ。

しかし、PKOの場合はそういうことはできません

のだというが、このPKO法をつくったときの政府の一貫した答弁なんですよ。個人でなければいかぬのだということなのです。

政府がそれについて書いてきた訳文の文書がありますよ。これでは武力の行使と書いてあるところを武器の使用と、ユース・フォースと書いてて、いろいろ書いてあるのです。これは原文を私たちで訳したのですけれども。

政府がそれについて書いてきた訳文の文書があるのですよ。これでは武力の行使と書いてあるところを武器の使用とわざわざ誤訳をしたのです。その言葉がこの法律にも出ているのですね。

だから、ここで問題は、国連平和維持軍というのは、武器の使用をするのは自衛のためだけ

も、自衛というのは部隊の自衛なので、部隊に対し官の命令でやるのだということになつておるのだ。それなのに、なぜそれと違う二十四条をつくったのかということで、こういう条文をつくつておもうのだからその枠で動かされるよと言つて、私たちには議論したわけです。

そのときに宮澤さんは言つたのですよ、日本国憲法があつて、国連の平和維持軍がそうなつておろうと、日本の平和維持軍は違うのだ、指揮官の判断によるのではなくて、正当防衛か正當防衛でないか、緊急避難かこうかとということを個人が個々にやるのだ、だから憲法違反ではないのだ。議論したのですよ。

その問題で、国連の方向としては、指揮官の命令によつてやる、発砲するかしないかの判断は指揮官がやるのだ、部隊としてやるのだ。それは武力の行使なのだ、こう言つているわけですよ。そこへ今度近づいていくわけです、上官の命令によらなければならぬといふことにして。

そういうものだから、あの当時の審議からいつてもこれはやはり憲法違反がはつきりしてくる。体系的にいって八十九条に近くしていふといふ感覚で、正当防衛以外にも武器を使用する、武力行使をやるといふことになるのだ。そういう点で、私たちには許されぬことだと思つています。

○久間國務大臣 今のお話を聞きながら、私どもが考えております現在のこの法律、あるいはその前につくられました、今度改正する前の法律も、かなり武器の使用については国連のいわゆるキプロスの例よりも狭められているな、それはやはり立法政策の問題としてそういうふうに……(東中)委員「憲法上の問題」と呼ぶ、憲法上は、必ずしもそれがクリアできるかどうか、これはまた法制

局と論議しなければなりませんけれども、する攻撃があるときは部隊としてそれをやつていたのかということで、こういう条文をつくつておもうのだからその枠で動かされるよと言つて、私たちには議論したわけです。

官の命令でやるのだということになつておるのだ。それなのに、なぜそれと違う二十四条をつくつたのかといふことで、こういう条文をつくつておもうのだからその枠で動かされるよと言つて、私たちには議論したわけです。

そのときに宮澤さんは言つたのですよ、日本国

憲法があつて、国連の平和維持軍がそなつておるうと、日本の平和維持軍は違うのだ、指揮官の判断によるのではなくて、正当防衛か正當防衛でないか、緊急避難かこうかとということを個人が個々にやるのだ、だから憲法違反ではないのだ。議論したのですよ。

その問題で、国連の方向としては、指揮官の命令によつてやる、発砲するかしないかの判断は指揮官がやるのだ、部隊としてやるのだ。それは武力の行使なのだ、こう言つているわけですよ。そこへ今度近づいていくわけです、上官の命令によらなければならぬといふことにして。

そういうものだから、あの当時の審議からいつてもこれはやはり憲法違反がはつきりしてくる。体系的にいって八十九条に近くしていふといふ感覚で、正当防衛以外にも武器を使用する、武力行使をやるといふことになるのだ。そういう点で、私たちには許されぬことだと思つています。

○久間國務大臣 今のお話を聞きながら、私どもが考えております現在のこの法律、あるいはその前につくられました、今度改正する前の法律も、かなり武器の使用については国連のいわゆるキプロスの例よりも狭められているな、それはやはり立法政策の問題としてそういうふうに……(東中)委員「憲法上の問題」と呼ぶ、憲法上は、必ずしもそれがクリアできるかどうか、これはまた法制

活動をやるのだということでそういう活動をやつておるわけがございますから、そこまでは必要な

私たちは、憲法上は可能であつても、そういうようないかといふように思つておりますし、今回の改正でもその枠内でやることでございますから、当然に憲法の問題は生じてこないといふふうに確信しております。

○東中委員 質問を終わりますが、要するに、武器の使用によりましてPKOの場合は武力の行使になつていく可能性があるからということで、PKOは凍結になつた。そういう論議があつたから凍結になつたということだけ申し上げておきます。

○塙田委員長 辻元清美君。

○辻元委員 社会民主党の辻元清美です。私は、まず物資協力についてきょうは質問したいと思います。

○辻元委員 防止線内に設立されたから凍結になつたということだけ申し上げておきます。

○辻元委員 武器弾薬は含まれないということを終わります。

○辻元委員 社会民主党の辻元清美です。

私は、まず物資協力についてきょうは質問したいと思います。

○辻元委員 さて、この物資協力の対象物資なのですけれども、これには武器や弾薬は含まれない

合意が存在しない場合においても物資協力が可能となるのは、国連難民高等弁務官事務所と人道的救援活動に従事する一定の国際機関が相互方

お答えいただけますでしょうか。

○村岡國務大臣 一般の改正によりまして、停戦

合意が存在しない場合においても物資協力が可能となるのは、国連難民高等弁務官事務所と人道的救援活動に従事する一定の国際機関が相互方

お答えいただけますでしよう。

○辻元委員 さて、この法律の改正という

ことで議論しておりますが、六年前にこのPKOが成立した当時も、国連の武器使用の基準のa

タイプ、bタイプのカテゴリーの分類や解釈はそれが得るということだと思います。

○辻元委員 さて、この法律の改正という

ことで議論しておりますが、六年前にこのPKO

が成立した当時も、国連の武器使用の基準のa

タイプ、bタイプのカテゴリーの分類や解釈はそれが得るということだと思います。

○辻元委員 さて、この法律の改正という

ことで議論しておりますが、六年前にこのPKO

が成立した当時も、国連の武器使用の基準のa

タイプ、bタイプのカテゴリーの分類や解釈はそれが得るということだと思います。

○辻元委員 さて、この法律の改正という

ことで議論しておりますが、六年前にこのPKO

が成立した当時も、国連の武器使用の基準のa

タイプ、bタイプのカテゴリーの分類や解釈はそれが得るということだと思います。

○辻元委員 さて、この法律の改正という

での武器使用の基準、aタイプ、bタイプがある

そのとおりでございます。自己または自己」とともに現場に所在する隊員の生命身体の防護という

タイプのカテゴリーであるという解釈を政府はしているのでしょうか。

○辻元委員 aタイプの中には、個人で本人自身が身を守るために武器を使用と上官の命令による武

器使用の両方が含まれているという解釈でしょうか。

○辻元委員 お答えいたします。

○辻元委員 お答えいたします。

○辻元委員 お答えいたします。

○辻元委員 お答えいたしました。

法との関係でのいろいろな議論というのもございましたけれども、そういう中において、個人が個人の判断で武器を使用して、自己または自己とともに現場に所在する隊員の生命身体を防衛するということで、このPKO業務をやつていただけるという政策判断をしたということでございます。

ただ、その後経験を積んでますと、そういうばらばらの武器使用というのはかえって危ない状況をもたらしかねないということが感じ取られたということで、今回の改正をお願いしているわけでございます。

当時の判断については、派遣の経験のない段階でございましたので、私はやむを得ない判断であつたのではないかと思っております。

○辻元委員 今御答弁の中に、憲法との関係での議論もあつたというお言葉がございました。

確かに、私は前回も紹介しましたが、衆議院予算委員会議事録第十六号で、梶山さんが、官房長官のときですけれども、PKO部隊を出す場合の宮澤四原則という原点に返ると、むしろそういうものを、これは指揮官の権限ですけれども、一切否定しておくことが日本の平和憲法なしPKOを行う場合の原則である、そういう思いがあつたからこそ、若干の苦痛あるいは不合理をこらえてもその分野にとどまることが大切ではないのかという答弁をされているのですけれども、実際に今憲法との関係の議論という御発言がありましたが、これは憲法の解釈上、個人の使用に限らないとなかなか乗り切れなかつたという状況があつたのじやないでしょうか。率直にお答えいただけたのです。

○茂田政府委員 お答えいたしました。

憲法との関係につきましては、PKO法案を審議した段階でも、自己または自己とともに現場に所在する隊員の生命身体を防衛するためであれば、仮にそれが集団的であつたとしても憲法上問題はないという答弁を明快にしております。ただし審議の中で、政府側ではなくて野党の側からいろいろな問題提起があつたということは事実でござります。

います。

今回改正しようとしているのは、憲法との関係の問題ではありませんで、全体の状況として、個人判断で武器を使用することによってPKO参加を十全にできると考えていたのが、今から見ると

若干不十分であった、その点を変えたいということをございます。

○辻元委員 さて、それでは防衛庁長官にお伺いしたいことがあります。

先ほどの御答弁の中で、aタイプ、bタイプの武器使用についてですが、こういうふうにおっしゃいました。

○辻元委員 もう一つ、bタイプ型武器の使用にならないよう厳格に判断要件をつくつてあるんだというふうにお答えになつたわけなんですねけれども、このとおりでよろしいでしょうか。

○久間国務大臣 二十四条の五項というのはそう

いう趣旨だと思っております。

○辻元委員 私が問題にしたいな、ちょっと突つ込んで聞いてみたいなど思つてますのは、このbタイプ型武器の使用にならないようにといふ

ころなんですね。これははつきりおっしゃったの

ですけれども、bタイプ型武器の使用にならないようとにかくお答えになつた根拠は何で

しょうか。

○久間国務大臣 PKO活動で活動しておられる

隊員というのは、空間的にもまた時間的にも非常に幅広いわけでござります。そういう意味で危険にさらされる場合があるわけでござりますけれども

、これはPKOの活動に限つての質問でござります。ですから、自衛隊一般に対するPKO解除の議論につながっていくようなことがな

いようふうに訂正しておきます。

○辻元委員 これは、私はPKOの活動に限つての質問でござります。ですから、自衛隊一般に対するPKO解除の議論につながっていくようになります。

以上です。

私がさつきもし武力の行使と言つていたら、言葉が、誤解するかもしれませんから、自衛隊が武器の使用をすることは任務の遂行上あり得る、そういうふうに訂正しておきます。

○辻元委員 これは、私はPKOの活動に限つての質問でござります。ですから、自衛隊一般に対するPKO解除の議論につながっていくようになります。

以上です。

○塙田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十二分散会

めの武器使用ではないというところを強調されましたが、私は、現在の日本国憲法を持つて

いる限り、任務の遂行のために武器を使用することは不可能であるというふうに考えるわけですが、長官はいかがでしょうか。

○久間国務大臣 それはそういうことはございません。自衛隊法の至るところにいろいろな規定がござりますけれども、任務の遂行のためにやむを得ず武器を使うということはあり得るわけございません。

○辻元委員 それで、それは憲法の九条の問題とは別でございません。

○辻元委員 そのものをやめざるを得ないというような状況に至らない範囲内でやる。もし憲法で禁止された武力の行使に当たる場合には、それは法律上はできぬというふうにしか言えないわけございません。

○辻元委員 今、こういう状況であるならばPKO活動を停止せざるを得ないという御答弁でした。私も同意見です。

そういう意味で申し上げますならば、先ほどからPKF解除の議論もされておりますけれども、こういう場合はPKFに当たるかと思いますが、はつきりと日本は停止しなければいけないという

ふうに思いますが、現在のこの改正が安易にPKF解除の議論につながっていくようになります。

○辻元委員 これはPKOの活動に限つての質問でござります。ですから、自衛隊一般に対するPKF解除の議論につながっていくようになります。

○久間国務大臣 さて、そういう御答弁でありますならば、例え現場ではこういうことが起こると思います。停戦違反行為が発生した場合、これは応戦や強制措置を行う状況も容易に想定されるわけです。その場合、当然、部隊の組織的対応ということで、指揮官の命令による発砲、応戦が求められる場合も考えられるわけですが、これは任務遂行のための武器使用だと考えられます。今、私たちには憲法がありますけれども、日本は参加することができるのでしょうか。いかがでしょうか。

○久間国務大臣 言つておられる状況がちょっと想像できないからお答えにならないかもしませんけれども。

いずれにせよ、私どもは、先ほどから言つていい

は、国内であろうと国外であろうと、それはできないということは言えるわけでございます。それ

に至らない範囲内でやる。もし憲法で禁止された武力の行使に当たる場合には、それは法律上はできぬというふうにしか言えないわけでございません。

○辻元委員 今、こういう状況であるならばPKO活動を停止せざるを得ないという御答弁でした。私も同意見です。

そういう意味で申し上げますならば、先ほどからPKF解除の議論もされておりますけれども、こういう場合はPKFに当たるかと思いますが、はつきりと日本は停止しなければいけないという

ふうに思いますが、現在のこの改正が安易にPKF解除の議論につながっていくようになります。

○辻元委員 これはPKOの活動に限つての質問でござります。ですから、自衛隊一般に対するPKF解除の議論につながっていくようになります。

○久間国務大臣 さて、そういう御答弁でありますならば、例え

現場ではこういうことが起こると思います。停戦違反行為が発生した場合、これは応戦や強制措置を行う状況も容易に想定されるわけです。その

場合、当然、部隊の組織的対応ということで、指揮官の命令による発砲、応戦が求められる場合も

考えられるわけですが、これは任務遂行のための武器使用だと考えられます。今、私たちには憲法がありますけれども、日本は参加することができます。

○久間国務大臣 言つておられる状況がちょっと想像できないからお答えにならないかもしませんけれども。

いずれにせよ、私どもは、先ほどから言つていい

平成十年六月三日印刷

平成十年六月四日發行

衆議院事務局

印刷者

大蔵省印刷局

F